

**第3期中期目標期間における  
国立大学法人運営費交付金の在り方について  
審議まとめ**

平成27年6月15日  
第3期中期目標期間における  
国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会



## 目 次

1. 国立大学法人の現状と課題 .....	1
2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題 .....	2
3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方 .....	3
4. 第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方 .....	6
5. 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等 .....	8
6. 競争的研究費との一体改革 .....	16
7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題 .....	17
8. おわりに .....	18



## 1. 国立大学法人の現状と課題

国立大学は、平成16年の法人化以降、競争的な環境と自主的・自律的な運営体制のもとで、様々な改革を進め、教育研究の活性化には一定の成果を上げてきた。しかしながら、法人化から10年が経過する中で、我が国社会は、急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など一層急激な変化に直面している。この大きな変化は、我が国社会の現在と未来に対する不安をもたらす一方、今後の社会の展望を開く大きな可能性も秘めており、我が国社会は今、重大な岐路に立たされている。そうであればこそ、新たな価値を生み出す礎となる知とそれを担う人材が我が国社会の活力や持続性を確かなものとするために決定的に重要となる。教育再生、経済再生、科学技術イノベーション、地方創生など政府全体として取り組んでいる喫緊の課題を解決するために、全国的に配置されてきた国立大学がその高いポテンシャルを最大限に發揮し、卓越した研究力や質の高い教育力を通じ、日本や世界が直面する課題解決やイノベーションの創出に最大限貢献する組織となることがこれまで以上に求められている。

翻って、国立大学法人の運営の基盤となる財務状況をみると、法人化以降、多様な社会ニーズ等に対応するため附属病院収入や競争的経費等の外部資金の増加などにより国立大学法人の事業規模は全体として拡大してきた。しかしながら、政府全体の財政状況が極めて厳しい中、基盤的な経費である国立大学法人運営費交付金（以下「運営費交付金」という。）は減少している。また、国立大学法人ごとにみると、運営費交付金への依存度や外部資金の獲得状況など、財務構造の違いが顕著になっている。運営費交付金が減少し、外部資金が増加する中で、教育研究施設の維持管理経費や水道光熱費の増大などが影響して、若手を中心とした優秀な人材の安定的な雇用や、教育研究環境を向上するための各国立大学の戦略に多大な影響を与え、財務の硬直化を招いているとの指摘がある一方、国立大学に対しては、教育、研究、社会貢献のため、更なる改革を求める指摘も存在している。

国立大学法人への国費による支援は、教育研究の基盤的な経費である運営費交付金と教育研究活動の革新や高度化・拠点化などを図る競争的経費によるデュアルサポートシステムを支えしてきた。しかしながら、現状では、有期の競争的経費の獲得による様々な成果が、運営費交付金の活用により、各国立大学の中に組織化されることが困難となっている。加えて、間接経費が措置されていない競争的経費等の外部資金により進められる研究事業の基盤を整備する経費の不足や、これらの事業終了後における成果の組織化にも困難を来している。このように、競争的経費により重点的に支えられている教育研究活動については学術面、社会経済への貢献面から大きな効果を上げている一方で、デュアルサポートシステムに機能不全が生じつつあり、安定的な教育研究活動や全学的視点に立った各国立大学の構想力の実現が阻害されているとの批判もなされており、大学内外の資源を最適化することが求められている。

## 2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題

運営費交付金は、6年間の中期目標期間を通じて、各国立大学法人がそれぞれの中期目標・中期計画に基づき、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくために必要な基盤的経費である。

法人化時（平成16年度予算）においては、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来の水準の教育研究が引き続き行えるよう法人化以前の配分実績を基に算定し、平成17年度以降は、前年度の予算を基礎として、諸係数を乗じるなどして交付額を決定する仕組みとなつた。

第1期中期目標期間の運営費交付金の算定については、事業の効率化などの経営努力により、一定の削減を求める「効率化係数」により、対象となる事業費の一一律1%の減額を求め、また、「経営改善係数」により、附属病院運営費交付金の交付を受ける法人に一律2%の病院収入の増収を図り、附属病院運営費交付金の減額を求めていた。

第2期中期目標期間は、第1期の「効率化係数」及び「経営改善係数」を廃止し、期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進することを目的とした「大学改革促進係数」を新たに創設し、この係数を活用して財源の確保を行った上で、改革に積極的に取り組む国立大学法人に対して重点支援を行うため、従来の特別経費とは別に運営費交付金が増額となる配分の仕組みを導入した。

今般の、第3期の運営費交付金の算定・配分のルールの設定に当たっては、第2期のルール等に次の課題があることを考慮する必要がある。

- ・大学改革促進係数により財源を確保した部分と、重点配分した部分の関係が不明確。
- ・規模、分野、ミッション等の異なる国立大学法人に対して、文部科学省が提示した6項目<sup>\*1</sup>のうちから最大4項目を選択（中期目標期間中は固定）し、教育研究プロジェクトの支援を行う仕組みでは、選択の幅が広すぎ、結果として各国立大学の強み・特色をより伸ばすことにつながっていない。
- ・各国立大学の学内における予算配分においては、部局に対し、従来配分している金額を前提として配分している場合も見受けられ、各国立大学が持つ多様性や強み・特色をいかした学内資源配分が不十分。
- ・研究者のインセンティブや国立大学の活力を高めるための人事給与システムの構築が不十分。
- ・附属病院の有無以外に各国立大学の財務構造を踏まえたきめ細かい算定が不十分。

---

\*1 文部科学省が提示した項目は、①国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実、②高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実、③幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実、④大学の特性をいかした多様な学術研究機能の充実、⑤産学連携機能の充実、⑥地域貢献機能の充実、の6項目。

- ・各国立大学に支援を行った取組の成果の検証が不十分。
- ・学長のリーダーシップを支える学長裁量経費の確保が困難な場合も見受けられる。

### 3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方

国立大学の役割としては、中央教育審議会答申等でも指摘されているように、「例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模な基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等」<sup>\*2</sup>がある。法人化以降も、国立大学としてのこうした役割に変わりはないが、むしろ、社会からは、国立大学が常に社会への貢献を第一に意識し、このような多様な役割を一層果たしていくことが求められている。そして、知識基盤社会を支える多様な人材を育成する中核として、各国立大学がそれぞれの役割を認識しながら機能を高めていくことで、強み・特色が形成されていくものである。

こうした国立大学の基本的な役割を前提としつつ、時代の変化や社会の要請を踏まえ、平成25年度に策定された「国立大学改革プラン」においては、各国立大学の機能強化の視点として、「強み・特色の重点化」「グローバル化」「イノベーション創出」「人材養成機能の強化」の四つの視点が提示されており、「改革加速期間」と位置付けた平成25～27年度における取組として、「ミッションの再定義」を踏まえた各国立大学の創意工夫に基づく機能強化構想に対し、重点的な支援が行われてきた。各国立大学では、科学技術イノベーション創出を支える高度な研究組織の整備、特定分野において我が国の教育研究拠点となる組織の整備、全国的に均衡のとれた配置の下で、それぞれの地域課題に対応し、地域産業界との連携、地域を支える人材養成など、地域の活性化拠点となる組織の整備、強み・特色をいかして社会のニーズに応える新たな組織の設置等が進められており、特に、第3期中期目標期間の開始年度である平成28年度に向けて、多くの国立大学が学部新設を含む組織改革を積極的に構想している。

また、政府の諸会議においては、大学に期待されている取組の方向性として、例えば次のような提言や指摘もなされている。

- 大学教育については、大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。大学入学者選抜についても改革を進める。<sup>\*3</sup>

---

\*2 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）

\*3 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日）参照。

- 社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要。また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められている。<sup>\*4</sup>
- 知識基盤社会にあっては、社会人になってからも学習の意欲を持ち続けることが重要であり、「大学＝18歳入学」という日本型モデルを打破し、大学等において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要。<sup>\*5</sup>
- 科学技術イノベーション推進の主要なセクターである大学、公的研究機関、民間企業の果たす基本的役割を踏まえた上で、若手人材のキャリアシステムの改革を始めとする人材システム改革、イノベーションの源泉としての学術研究・基礎研究の推進、本格的な産学官連携など持続的なオープンイノベーションを可能とする新たなイノベーションシステムの構築等に取り組むべきだ。<sup>\*6</sup>
- 学術研究の面においては、「挑戦性、総合性、融合性、国際性」といった現代的な要請に着目しつつ、学術研究の多様性を進化させることで、卓越した知の創出力を強化し、学術研究の本来的な役割を最大限果たせるよう、資源配分の思い切った見直しを行う。<sup>\*7</sup>
- 「あるべき学術研究の姿」の実現に向けて、大学自らのビジョンや戦略に基づく役割の明確化、教育研究組織の再編成、学内資源の効率的な再配分による全学的な学術基盤の強化などを通じて、融合分野の推進や将来の飛躍に結び付く水準の高い学術研究の多様性を確保することが求められる。<sup>\*8</sup>
- イノベーションの創出という観点からは、中長期の経済成長を持続的に実現する上で、中長期的に大きなイノベーションの成果につながることが期待できる豊富な技術シーズを有する大学の知の創出機能の強化、イノベーション創出力の強化、人材育成機能の強化に取り組む。<sup>\*9</sup>
- 地方創生という観点からは、地域社会経済の活性化や地域医療に貢献するための教育研究環境の充実、地方公共団体との連携による雇用創出や若者定着に向けた取組、地域産業を担う高度な地域人材の育成などに取り組む。<sup>\*10</sup>
- 施設整備という観点からは、特に高度経済成長期に急速に整備がすすめられた施設

\*4 \*5 教育再生実行会議「これからの中長期的な大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日）参照。

\*6 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会「我が國の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について～ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～（中間取りまとめ）」（平成27年1月20日）参照。なお、科学技術イノベーションとは、科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新のこと。

\*7 科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について」最終報告（平成27年1月27日）参照。

\*8 科学技術・学術審議会学術分科会「我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第7期研究費部会における審議の報告）（中間まとめ）」（平成26年8月27日）参照。

\*9 産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWG「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」（平成26年12月17日）参照。

\*10 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）参照。

の老朽化や新たな社会ニーズや教育研究への対応等による保有面積の増大などの課題がある中で、国は国立大学の施設整備を「安全・安心な教育研究環境の基盤の確保」、「サステイナブル・キャンパスの形成と地域との共生」、「国立大学等の機能強化への対応」の三つの方向性に沿って進めつつ、各大学は限られた資源に留意しつつ国立大学が自らの責任において主体的に施設マネジメントを行う。<sup>\*11</sup>

こうした状況や国立大学に対する期待を踏まえ、本検討会においては、「国立大学改革プラン」に示されたとおり、第3期中期目標期間における国立大学法人の目指す姿を、各国立大学が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出していくことにあると考える。

各国立大学法人では、各国立大学の自主性・自律性を前提としつつ、学長のリーダーシップの下、国立大学に対する社会の様々なニーズに応えていくため、各国立大学の強み・特色をいかした教育力・研究力による社会的な課題解決に取り組むとともに、知的探求活動による価値の創出や新たな社会の創造・発展を意識した各国立大学の目指すビジョンと、それを実現するために必要な組織の在り方を明確にし、戦略的な運営体制を構築するマネジメントの改革を可能とする「自ら改善・発展する仕組み」を構築する必要がある。平成27年度から学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法が施行され、学長のリーダーシップの下、学内における意思決定過程の明確化や透明化の制度的基盤が整備される。このような取組と併せて、学内の財務構造や経費の使途・人的資源の把握と分析を含むI R（インスティテューション・リサーチ）機能の強化等を図り、大学ポートレートなどを活用しながら情報公開を積極的に行うことにより、国立大学としての明確なビジョンを定め、体制を構築する必要がある。国立大学法人を運営するために必要な財務基盤をできる限り安定化させる中でこのような取組を進めながら、競争的な環境を構築するとともに、具体的な課題には大学間の共同した取組を促進することにより、各国立大学の個性を際立たせ、持続的に地域や我が国社会を支える人材を生み出し、グローバルな競争の中で未来を切り開くイノベーションを生み出す基盤を整備することができると考える。

また、国の活力を維持し向上させていく基盤は、何よりも人材である。現在横ばいで推移している我が国の18歳人口が、第3期中期目標期間の終了する平成33年頃からは減少に転じるとされる中、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れ、その力を最大限に伸ばしていくことは、国立大学の教育研究に刺激と発展をもたらすのみならず、社会の活力を生み出すものと考えられる。特に、国立大学のグローバル化は、「国立大学改革プラン」でも指摘されているように早急に取り組まなければならないことであり、外国人留学生を積極的に受け入れていく教育環境を整えることは重要である。同様に、

---

\*11 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」（平成26年8月4日）参照。

知識基盤社会において、社会人の継続的な能力の向上は重要であり、国立大学において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要である。このような、多様な人材の受入れとともに、失敗を恐れず繰り返し新たな事柄にも果敢に挑戦する人材の育成も重要である。社会が抱える課題を自ら発見し課題の解決を図ることのできる人材を育成するとともに、先端的な学術研究とそこから生まれる研究成果等に基づき、イノベーションの実現に挑戦するようなベンチャーマインドを持ち起業等のできる人材を育成することも求められている。このように、適切な環境を整えつつ、新たな知を見いだし、社会のイノベーションに貢献する人材の育成を進め、こうした教育の成果を重視していくことも重要な視点である。

このような国立大学の目指す姿の実現に向かって改革を進めていくためには、その活動を支える各国立大学法人の財務基盤の充実が求められる。厳しい財政状況の下ではあるが、文部科学省においては所要の運営費交付金の確保に努めつつ、各国立大学法人においては経費の節減や効率化を不断に行うとともに、教育研究組織の再編成、教職員の配置の適正化、施設・スペース等の有効活用などの学内資源の再配分や外部資金等の多様な財源の受入れを積極的に進める必要がある。

その上で、大学間のネットワークを重視し、国立大学を含む我が国の教育研究の機能を全体として発展させる視点も重要である。各国立大学が有する多様な強み・特色をいかして、共同利用・共同研究を積極的に推進したり、様々なネットワークを形成したりすることにより、大学全体で高い総合力を発揮することができると考えられる。このため、国際的な活動を進める上で、海外大学とのネットワークのほか、基幹的な大学とその他の大学間との共同利用・共同研究の推進、専門分野間での連携・連合、地方大学間におけるネットワーク、大学と大学共同利用機関など、多様な共同の取組やネットワークが、教育、研究それに構築されるような取組を促進することも必要である。あわせて、教員の流動性の確保や世代別の教員構成にも十分配慮し、大学教員が魅力あるキャリアの一つとなるような環境の整備を図っていくことも重要である。

#### 4. 第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方

大学共同利用機関は、国公私立全ての「大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所」（国立大学法人法第2条第4項）として、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を全国の研究者に提供することを通じ、大学の枠を越えた共同研究を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする、我が国独自の制度に基づく研究機関である。平成16年の法人化を経て、現在、四つの大学共同利用機関法人の下に17の機関が設置されている。

大学共同利用機関法人は、これまで、我が国の大規模における学術研究水準を維持・向上させ、国際頭脳循環のハブ、人材育成のハブとしての機能の向上や大学院教育への協

力に向けた取組を推進するなど我が国における学術研究のナショナルセンターとしての機能を果たしてきたところであるが、今後、大学共同利用機関法人に対して、一層の取組が期待される役割としては、科学技術・学術審議会において、次のとおり、大きく3点に整理されている。

一つは、研究者コミュニティ全体への貢献である。大学共同利用機関法人は、その機能を通じて我が国全体による当該分野の学術研究の進展のみならず、広く研究者コミュニティ全体に対して貢献している。また、共同利用・共同研究と不可分一体の関係にある学術研究の大型プロジェクトの推進を通じて、研究者コミュニティを活性化させる側面も有する。

二つは、大学の機能強化への貢献である。大学共同利用機関法人は、大学の機能強化に対して直接的な貢献を果たしている。共同利用・共同研究により、施設や資料の利用・データの共有などで各大学の研究者に直接メリットがあるのみならず、共同研究に参加する研究者の知見が深まり、人的ネットワークが拡大することで、更なる研究シーズが生まれる。また、学術情報システムのネットワークなど各大学共通の学術研究基盤の提供によっても、大学の学術研究体制の整備に貢献している。総合研究大学院大学をはじめとする大学院教育を通じた人材育成機能も、優れた研究環境の下での学問横断的な教育を通して、広い視野を持った国際的に活躍する人材の育成に寄与している。

三つは、社会への貢献である。大学共同利用機関法人は、学術研究に対する現代的要請に応え、社会課題解決のための現代社会における実際的な経済的・社会的・公共的価値を創出する役割を、共同利用・共同研究の仕組みを通じて実現し、社会に貢献することができる。また、国民・社会の科学への関心という観点でも、研究の最先端性、分野の多様性など、国民・社会の科学に対する関心を惹起し、次世代の科学者を育成する素地を有している。加えて产学研官連携による地域イノベーションの創出は、地域創生に大きく寄与するものであり、各大学共同利用機関法人が有する研究のシーズを地域の雇用や新産業創出に積極的にいかすため、地域との連携体制の強化や地方自治体や産業界と連携することが求められる。

本検討会では、第3期中期目標期間に目指す姿として、大学共同利用機関法人に期待される三つの貢献を通じて、大学共同利用機関法人をはじめとする共同利用・共同研究体制全体の機能強化を図ることで、大学の機能強化に貢献し、さらには、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現するとともに、各大学共同利用機関法人が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出していくことにあると考える。

また、各大学共同利用機関法人では、各大学共同利用機関の自主性・自律性を前提としつつ、機構長のリーダーシップの下、大学共同利用機関法人に対する社会の様々なニーズに応えていくため、各機構の目指すビジョンとそれを実現するための必要な組織の在り方を明確にし、戦略的な運営体制を構築するマネジメントの改革を可能とする「自

ら改善・発展する仕組み」を構築する必要がある。加えて、法人の財務構造や経費の使途・人的資源の把握と分析を含むＩＲ機能の強化等を図り、情報公開を積極的に行い、トップマネジメントの強化、資源の積極的活用、情報発信力の強化などを図ることにより、客観的外部評価の下で改革を進めていく必要がある。法人を運営するために必要な財務基盤をできる限り安定化させる中で、こうした改革を進めることにより、法人の強み・特色、個性を際立たせ、特に、当該分野における国際的な頭脳循環ハブとしての機能を発揮させ、グローバルな競争の中で未来を切り開くイノベーションを生み出すことができると考える。

また、少子高齢化の進捗の中で、大学共同利用機関法人は、優れた研究者人材の人材育成のハブとして、また、人材の多様化を促進するなどの人事制度改革を先導することで、当該分野を支える研究者人材を輩出していくとともに、人材育成を通じて大学の機能強化に一層貢献することが期待される。

このように、大学共同利用機関法人の目指すべき姿を実現するための改革を進めていくためには、その活動を支える財務面における充実が求められている。我が国の厳しい財政状況の下ではあるが、文部科学省においては所要の運営費交付金の確保に努めつつ、各大学共同利用機関法人において、経費の節減や効率化を不断に行いつつ、法人内資源の再配分や外部資金等財源の多元化を積極的に進める必要がある。

なお、大規模プロジェクトについては、我が国の国際プレゼンスを高め、人材育成等に貢献しているが、一方、多額の後年度負担が生じており、予算の硬直化を招きかねないことから、事業を開始・継続するに当たって、後年度も含んだプロジェクト全体の資金計画を策定の上、効率的な運用に向けた取組を積極的に進める必要がある。

## 5. 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等

第3期中期目標期間における国立大学の目指す姿や第2期の運営費交付金の配分方法に係る課題を踏まえつつ、第3期の運営費交付金の在り方としては、国立大学の機能強化を一層進めていく観点に立ち、各国立大学法人の規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現するとともに、配分方法の透明性を高めることが必要である。

その際、運営費交付金は、国立大学法人がそれぞれの中期目標・中期計画に基づき、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくため、人材の確保や教育研究環境の整備に必要不可欠な経費であるということを踏まえつつ、各国立大学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現させるための手段として、透明性を確保しつつ運営費交付金の配分を考えるべきである。また、受託研究収入などの外部資金の獲得等により、収入の増加が図

られた場合には、運営費交付金を減額せず、各国立大学法人の増収努力を考慮するものとしてきた従来の取扱いは踏襲すべきである。なお、一般運営費交付金、特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金、附属病院運営費交付金という、運営費交付金の区分については、今後引き続き具体的な在り方を検討すべきである。

その上で、第3期の運営費交付金の配分方法は、次のような改善を図ることが必要である。

- ・ 現在の大学改革促進係数を見直し、新たに、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じて、その取組を支援することを目的とした「機能強化促進係数(仮称)」により一定の財源を確保した上で、改革に積極的に取り組む国立大学に対して運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する。
- ・ 学長がリーダーシップを発揮しながら、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進するための仕組みを導入することとし、現在の区分でいう「一般運営費交付金対象事業費」の中に、「学長（大学共同利用機関法人においては「機構長」）の裁量による経費（仮称）」を新たに区分する。

第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の運営費交付金の配分方法等については、基本的には国立大学法人と同様とするが、一部、大学共同利用機関法人の特性に応じて対応することが必要である。【(1) エ、(2) ア、イ、(3) は国立大学法人と同様の扱いとする】

以下、それぞれの基本的な考え方を整理する。

#### (1) 機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組み

##### ア 基本的な考え方

###### 【国立大学法人】

各国立大学法人の財務構造等を考慮しつつ、「国立大学改革プラン」を踏まえてこれまで進めてきた各国立大学の機能強化の取組を基に、第3期においては、各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、現在の大学改革促進係数を見直し、新たに、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じて、その取組を支援することを目的とした「機能強化促進係数(仮称)」により一定の財源を確保した上で、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する。その際、どの国立大学においても、その取り巻く状況に応じて3.に記載したような多様な役割を果たしており、また、現在求められている国立大学への様々な期待に応える必要がある点を総合的に勘案し、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、三つの重点支援の枠組みを新設する。

各国立大学は、それぞれの機能強化の方向性や第3期を通じて特に取り組む内容を踏まえ、自ら選択したいはずれか一つの枠組みにより重点支援を受けることとする。これらの枠組みについては、枠組みごとに競争性を確保しつつ、基本的には中期目標期間を通じて支援する仕組みを前提として運営費交付金の予算配分に反映することとする。

この三つの重点支援の枠組みについては、全ての国立大学が、国立大学法人法第1条に規定するように、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」目的を有しており、各国立大学が多様な機能や役割を担っていること、新たな社会ニーズに適切に応えることが要請されていることを前提とした上で、第3期においても国立大学が多様な役割を果たしつつ、特に重点的に取り組む内容を踏まえて各大学が自ら一つの枠組みを選択するものである。したがって、各国立大学が果たす機能や役割を限定するものではない。また、この三つの重点支援の枠組みは、各国立大学において実施される個々の教育研究やプロジェクトではなく、各大学の強み・特色を明確にする取組を重点的に支援することを目的としていることから、支援の枠組みを複数選択できるようにすることは、機能強化の方向性をあいまいにすることとなり適切でないものと考える。

なお、各国立大学の選択した枠組みは、中期目標期間を通じた支援であることを前提に、取組の進展等に応じて変更することを妨げないことに留意すべきである。

また、「機能強化促進係数（仮称）」の具体的な割合については、平成28年度の予算編成過程において決定されるものと考える。

### 重点支援①

主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。ここでいう「地域」の捉え方は、各国立大学の事情に応じて柔軟に設定することができるものとする。この枠組みについては、運営費交付金の重点支援の仕組みを通じて、人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

### 重点支援②

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。この枠組みについては、当該分野に重点を置いた人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

### 重点支援③

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。この支援の枠組みについては、国際レベルの競争的な環境下で、人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

このほか、高等教育に関する政策課題のうち国立大学に共通する課題等に関する重

点支援として、例えば、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた大学教育や大学入学者選抜の改革等のように、現在又は今後新たに生じてくる国立大学に関する政策課題を推進する取組や、附属病院の機能強化、共同利用・共同研究拠点の機能強化などといった国立大学に広く関わる取組を支援する枠組みを設ける。

### 【大学共同利用機関法人】

大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた多様な各分野のナショナルセンターを包含している法人の特性に応じた世界最高水準の研究機能の強化を図ることで、研究者コミュニティや社会への貢献、大学全体の研究力強化に貢献するものである。このような、1法人が複数のナショナルセンター的機能を包含しているという特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するため、新たに次の重点支援の枠組みを設定する。

各法人は、開かれた共同利用・共同研究の推進を前提として、各法人の機能強化の方向性に沿って行う取組別に自ら選択した支援の枠組みにより重点支援を受けることとする。

#### 重点支援①

主として、大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組を支援する。

#### 重点支援②

主として、特定分野における大学共同利用機関を中心とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創成に資する取組など、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組を支援する。

#### 重点支援③

主として、大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組を支援する。

### イ 予算配分の決定方法

#### 【国立大学法人】

まず、三つの重点支援の枠組みについては、次のような予算配分の仕組みとする。

- ① 文部科学省は、三つの枠組みごとに、概算要求を行う上での支援の観点や留意点を決定し、各国立大学法人に提示する。その際には、例えば、教育研究組織の再編成、教育研究システム改革、関連する教育研究プロジェクト、マネジメントの改革（施設等も含めた）、人事給与システム改革、重点支援終了後の対応など、機能強化を実現するための具体的な工夫や方策を盛り込むように求めることとする。

なお、支援の観点や留意点の事例としては、例えば、「全学的かつ組織的な体制のもとでの社会ニーズを捉えた人材育成」「強み・特色のある分野を更に伸長する新興・融合分野の形成」「強み・特色のある分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築による拠点機能の強化」「国際的な教育研究システムの導入による国際通用性のある人材育成」などが考えられるが、具体的には、各年度の概算要求に先立って決定する。

- ② 各国立大学法人は、支援の観点等を踏まえて、平成28年度の概算要求時に枠組みを選択し、取組構想を提案する。
- ③ 評価指標については、各国立大学法人の取組構想の多様性に配慮し、各国立大学法人が、取組構想の内容に応じて、中期目標期間を見通した取組の成果を検証するため、原則として測定可能な評価指標（KPI）を独自に設定するとともに、支援の観点ごとに文部科学省が提示する複数の指標から関連する指標を選択し設定する仕組みとする。なお、評価指標は、各国立大学法人独自の指標を精選して設定することを主とし、文部科学省が最低限加えるべきものとして提示する指標を各国立大学法人において選択し設定する。また、各国立大学法人独自の評価指標については、その妥当性を裏付けることができるよう、各国立大学法人において比較すべき指標（ベンチマーク）や客観的な根拠を用意する。
- ④ 文部科学省は、有識者の意見を踏まえ、重点支援の対象とする取組構想を選定する。選定された取組については、原則として、三つの重点支援の枠組みごとにまとめた「機能強化促進係数（仮称）」による財源を活用し、改革の取組内容に応じた重点支援として、国立大学法人ごとの運営費交付金に加えて配分する。

次に、高等教育に関する政策課題のうち国立大学に共通する課題等に関する重点支援については、文部科学省があらかじめ支援項目を各国立大学法人に提示し、各国立大学法人は項目に応じて取組構想を提案するとともに、取組の成果を検証するため、原則として測定可能な評価指標（KPI）を設定する。文部科学省は、有識者の意見を踏まえ、重点支援の対象とする取組構想を選定し予算配分する。

### 【大学共同利用機関法人】

大学共同利用機関法人については、予算配分の仕組みとしては国立大学法人と同様であるものの、その特性に応じた対応として、支援の枠組みについては、各大学の先導的なモデルとなる研究システムの創出など大学の機能強化への貢献を中心とし、支援の観点や留意点を設定する。また、評価に当たっては、学術研究の大型プロジェクトにおいて最先端研究を国際協力・国際共同で推進していることに留意して評価を行う。

## ウ 評価の方法及び評価指標の設定

### 【国立大学法人】

機能強化の方向性に応じた重点配分については、次のような評価の方法の仕組みとする。

原則として、年度ごと（取組構想等の内容により一部複数年ごと）に、有識者の意見を踏まえつつ取組構想の進捗の状況を確認するとともに、あらかじめ設定した評価指標等を用いて、取組によりどの程度向上したのか、その向上の度合いに応じて、例えば3～5程度の段階で評価を実施し、その結果を踏まえて次年度の予算配分における重点支援部分に反映させる。

具体的な評価指標の設定に当たっては、各国立大学法人の取組構想に応じた多様な成果指標を設定することが可能であるが、文部科学省が提示する評価指標については、次のような観点で設定すべきである。その際、各国立大学法人が設定する指標は、各国立大学の規模や専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるように行うことには配慮すべきである。

（なお、具体的な評価指標の例については、別紙1参照。）

- ・重点支援①のうち、地域に貢献する取組については、その国立大学と地域とのネットワーク形成や連携協力の程度、あるいは地域にどの程度貢献しているのかといった観点を重視するとともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野に関する取組については、当該分野の教育研究における取組の卓越性や、世界的・全国的なネットワークの中核的な機能などについての観点を重視する。
- ・重点支援②については、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野の教育研究における取組の卓越性や、世界的・全国的なネットワークの中核的な機能などについての観点を重視する。
- ・重点支援③については、全学的な教育研究の世界での卓越性や国際性の観点を重視する。

### 【大学共同利用機関法人】

（大学共同利用機関法人の具体的な評価指標の例については、別紙2参照）

- ・重点支援①については、世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究など大学を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの創出の観点を重視する。
- ・重点支援②については、大学間連携やネットワークの構築などを通じた新たな学問分野の創成の観点を重視する。
- ・重点支援③については、大学の学術研究の基盤構築や運営等の効果的・効率的な推進の観点を重視する。

大学共同利用機関法人の特性に応じた対応として、機能強化の方向性に応じた重点配分の評価の仕組みとして、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から、教育・研究を中心とした外部評価を行い、その結果を文部科学省に報告し、その結果を踏まえて予算配分に反映させる。

## 工 機能強化における優れた取組の「一般運営費交付金」への加算

第3期には、機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組みを設け、進捗状況の確認や評価に応じて運営費交付金を重点支援する仕組みを導入するが、教育研究組織の再編成や教育研究のシステム改革などについては、予算による支援の終了後、取組の継続が困難になる場合も想定される。重点支援による取組は、支援終了後については各国立大学法人の既存の財源による継続を原則として、各国立大学法人において支援終了後の対応をあらかじめ設定しつつも、重点支援を行った優れた取組については、その経費を現在の区分でいう「一般運営費交付金」の配分に一定の加算をすることとし、その取組が継続して行えるような仕組みを導入すべきである。

### (2) 「学長の裁量による経費（仮称）」の区分

#### ア 基本的な考え方

学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、組織の強み・特色や機能を最大限発揮できるように、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進するための仕組みとして、現在の区分でいう「一般運営費交付金対象事業費」の中に「学長の裁量による経費（仮称）」を新たに区分する。

「学長の裁量による経費（仮称）」は、平成27年度に施行された学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法等を踏まえ、これまで各国立大学で取り組んできた実績を基に、各国立大学のビジョンに基づく学内資源の再配分の取組（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）により、教育研究活動の活性化や新たに各国立大学の強み・特色となる分野の醸成、学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を図ることを目的とする。

「学長の裁量による経費（仮称）」の具体的な割合については、平成28年度の予算編成過程において決定されるものと考える。

なお、この経費の設定が、運営費交付金全体が学長のリーダーシップの下で使用されるべきものであるという基本的な性格を変更するものではない点に留意すべきである。

## イ 「学長の裁量による経費（仮称）」の設定

- ① 文部科学省は、国立大学法人ごとに、第3期中期目標期間中に想定される「学長の裁量による経費（仮称）」の規模を算出し、各国立大学法人に提示する。
- ② 各国立大学法人は、①で提示した以上の規模で、これまで取り組んできた実績を踏まえた大学のビジョンに基づき計画を作成し、年度ごとに活用する額を設定して取組を実施する。なお、各国立大学法人の取組に応じて、各年度の活用する額を変更することも可能とする。

## ウ 「学長の裁量による経費（仮称）」に基づく活動等による実績の評価と予算配分への反映

### 【国立大学法人】

「学長の裁量による経費（仮称）」は、この経費を活用した様々な取組による教育研究活動の活性化や新たに国立大学の強み・特色となる分野の醸成、学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を目的とすることから、有識者の意見を踏まえつつ、各国立大学におけるこの経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。

なお、各学長がこの経費を活用した教育研究活動や業務運営の改善を行うに当たっては、例えば、大学全体の長期ビジョンの策定、IRの充実、学内予算や人的資源の把握と分析、研究成果等も含めた積極的な情報公開、改革を進めるための新たな仕組みの導入、障害のある学生や外国人留学生等に対する支援の充実、施設・スペースの有効活用、ステークホルダーからのニーズに対する運営への反映、柔軟かつ機動的な教育研究組織を構成する教員組織の編成、外国人・女性・様々な経験を持つ教員など多様な教員構成、世代別教員構成を考慮した若手教員の雇用促進・テニュアトラック制などの人事給与システムの改善、法令遵守や研究健全化の取組、共同利用・共同研究の仕組みの活用などの観点が重要であり、これらを踏まえた取組を行うことが考えられる。

### 【大学共同利用機関法人】

国立大学法人と同様に、有識者の意見を踏まえつつ、各大学共同利用機関法人におけるこの経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。なお、各機構長がこの経費を活用した教育研究活動や業務運営の改善を行うに当たっては、上記の国立大学法人の観点に加え、大学共同利用機関の役割である国内外の連携構築、研究者の受入れ等の人材育成などといった当該分野の発展を通じた大学全体の研究力強化への貢献などの観点が重要であり、これらを踏まえた取組を行うことが

考えられる。また、大学共同利用機関法人の特性に応じた対応として、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から教育・研究を中心とした外部評価を行い、その結果を文部科学省に報告し、その結果を踏まえて予算配分に反映させる。

### (3) 第3期中期目標・中期計画との関係について

各国立大学法人等は、現在、平成27年6月8日に文部科学大臣から通知された「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を踏まえ、第3期中期目標・中期計画について検討を行っているところである。「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」においては、「大学として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。」とされている。機能強化の方向性に応じて重点支援を受ける取組構想は、国立大学法人等として特に重視する取組であることから、その取組構想は、当然に中期目標・中期計画に記載され、また、中期計画に書き込まれるべき「検証することができる指標」は、重点支援を受ける取組構想の評価指標を踏まえて設定されることが想定される。

重点支援に係る評価指標が中期目標・中期計画と連動していくことにより、その後の自己点検・評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況の管理と年度評価による中期目標・中期計画の進捗状況の管理と同じ観点から行うことが可能となる。

なお、第3期中期目標・中期計画については、その素案を平成27年6月末までに文部科学省に提出することとされているが、概算要求の時期等を踏まえ、本取組構想に係る中期目標・中期計画の素案の変更等については、弾力的な取扱いを行う必要がある。

## 6. 競争的研究費との一体改革

研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革については、「競争的研究費改革に関する検討会」（以下「当該検討会」という。）において検討が行われている。当該検討会においては、文部科学省における全ての競争的研究費について、30%の間接経費を措置することを原則とともに、他省庁や民間を含めた全ての外部研究費の扱いについては、総合科学技術・イノベーション会議のイニシアティブの下で同様の措置がとられることが期待されること等が議論されている。また、間接経費の措置を行う前提として、各大学等が外部ステークホルダーに対して、間接経費の必要性・重要性・合理性等について説明責任を果たし、理解を得ることが不可欠であるため、大学等における間接経費による取組の全体としての実施方針・実績を公表することが適切であるとともに、それに加えて、若手研究者等の人材育成、研究基盤の整備等を含めた大学等の研究活動の取組の方針や状況について、積極的に公表することが望ましいとの議論がされている。

これらの点については、本検討会においても、国立大学改革を進めていく上で各国立大学法人が学内の財務構造や経費の使途・人的資源の把握と分析を含むＩＲ機能の強化等を図り、積極的に情報公開を行うことの重要性を指摘しているところであり、今後一層取組を進めていく必要がある。

運営費交付金の改革及び競争的研究費の改革は、我が国の知の創出機能、イノベーション創出力、人材育成機能の強化を考える上で双方とも重要なものであり、それぞれの改革があいまって一体的な改革として相乗効果を生むことが期待される。

## 7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る財源の多元化を図ることができるようになることが不可欠である。このような観点から、例えば次のような点や自律的な運営を図るための規制緩和、土地、建物その他の保有資産を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化や民間との共同研究の拡大等による民間資金獲得のためのマネジメント強化等について、今後の検討が望まれる。

### (1) 寄附金

国立大学法人に対する寄附については、一定の優遇税制が認められているが、国立大学法人と学校法人では、個人の寄附に関する税額控除の面で差が生じている。今後は、学校法人の取組も参考にしつつ、寄附が拡大していくような具体的な取組とともに、その効果的な運用について検討をしていく必要がある。

### (2) 学生納付金

授業料等の学生納付金は、国立大学法人の基盤を支える重要な収入の一つである。これまで文部科学省令で設定した標準額とほぼ同額を設定している国立大学法人が大部分であるが、今後、各国立大学法人における学生納付金の設定の在り方についても、教育の質の向上や授業料の減免等による低所得者への配慮を十分に行いつつ検討していくことが考えられる。

### (3) 特定研究大学（仮称）について

産業競争力会議から提案されている「特定研究大学（仮称）」については、グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成を図る制度として考えられているが、制度の在り方なども含め大学関係者や有識者の意見も踏まえながら検討を行うことが望まれる。

## 8. おわりに

ここまで、第3期における運営費交付金の在り方等について検討を進めてきた。この審議まとめにおいては、基本的な方針や考え方を示しているところであるが、詳細な制度設計については今後決定されていくことを考慮し、平成28年度概算要求については弹力的に対応することが必要であることは付言しておきたい。また、文部科学省においては、知識基盤社会の中核的拠点として全国に配置された国立大学の「知の創出機能」を最大化することを目指し、「国立大学経営力戦略」を今夏までに策定することとされているが、当該戦略は、この審議まとめを踏まえて策定することが望まれる。

これまで、各国立大学法人は、業務の効率化や自己収入の獲得の努力を進め、保有する資源を有効に活用し、学部・大学院や研究センター等の組織再編により、優秀な人材を輩出し、世界トップレベルの研究を行い、地域課題等へ対応してきた。こうした取組を今後も進めていくためには、基盤的経費である運営費交付金の確保は不可欠である。厳しい財政状況ではあるが、文部科学省としても必要な予算の確保に引き続き努力が望まれる。また、国立大学法人においても外部資金の獲得など財務基盤の充実に努めていくことが望まれる。

また、公費である運営費交付金を確保するためには、国立大学法人に対する国民の信頼は不可欠である。全ての国立大学法人及び役職員は、中長期的な視点も含めた社会のニーズを的確に捉えるとともに、我が国社会に有為な人材の育成と社会の様々な課題を学術の力で解決する責任を果たし、国民の信頼に応えられるような教育研究活動に努めていただくことを期待する。

## (別紙1) 国立大学法人

### **機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例**

※ 機能強化の観点及び評価指標については、本検討会での意見を踏まえた例であり、具体的には概算要求に向けて詳細を検討する。

#### **重点支援①**

人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組

#### **【機能強化の観点例】**

- 全学的かつ組織的な体制の下での社会ニーズを捉えた人材育成  
(地域の発展・グローバル化・社会人の学び直し・地域の産業構造等を踏まえた人材育成など)
- 地域の政策課題の解決に向けた産学官の連携や大学等間ネットワークの構築
- 強み・特色のある分野を更に伸長する新興・融合分野の形成
- 強み・特色のある分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究などによる拠点機能の強化

#### **【評価指標の例】**

- 「人材育成」に関する取組の指標例
  - ・地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況
  - ・学生の就職状況（教員採用も含む（教員養成学部の場合））や就職先での評価の状況
  - ・（地域の）企業・自治体等へのインターンシップの実施状況
  - ・自大学以外への大学院進学の状況
- 「地域活性化」に関する取組の指標例
  - ・共同研究・受託研究の実施状況
  - ・（地域の）企業・自治体等との連携を促進させるための組織的な取組状況
- 「地域の政策課題の解決」に関する取組の指標例
  - ・地域との対話の場の設定や協定等による取組の実施状況
  - ・自治体の各種審議会等への教職員の参画状況
- 「強み・特色のある分野の研究の卓越性」に関する取組の指標例
  - ・論文（「著書等」を含む。以下同じ。）数・論文の被引用数の状況
  - ・研究成果に基づく受賞状況（学術賞、学会賞、芸術・文化賞、出版賞等）
- 「優れた教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
  - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況など教職員の異動状況

- ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を処遇に反映する取組の実施状況
- 「国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築」に関する取組の指標例
  - ・（地域における）他の教育・研究機関と実践的な教育・研究を行う機能的ネットワークの状況

(注)

1. 「地域」の捉え方は、各大学の事情に応じて柔軟に設定ができる。
2. これらの取組を構想するに当たっては、外部委員会の設置や地方自治体の意見を聴取するなど広くステークホルダーのニーズを取り入れる機会を設けるよう配慮する。
3. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるよう配慮する。

## 重点支援②

強み・特色のある分野で地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組

### 【機能強化の観点例】

- 当該分野における国内外で広く活躍できる人材の育成
- 当該分野の強み・特色を更に伸長する新興・融合分野の形成
- 当該分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築による拠点機能の強化

### 【評価指標の例】

- 「人材育成」に関する取組の指標例
  - ・教育目的に合った就職先の状況、就職先での評価の状況
  - ・学部の入学者の状況（全国からの）
  - ・教育の特色とその成果の状況
- 「当該分野の研究の卓越性」に関する取組の指標例
  - ・論文数・論文の被引用数の状況
  - ・研究成果に基づく受賞状況（学術賞、学会賞、芸術・文化賞、出版賞等）
- 「国際的な存在感を高める研究」に関する取組の指標例
  - ・（当該分野における）国際共著論文の状況
  - ・（当該分野における）外国の大学や研究機関等との共同・受託研究の状況
  - ・（当該分野における）外国人留学生の状況
- 「当該分野の社会貢献」に関する取組の指標の例
  - ・大学発ベンチャーの設立、活動状況
  - ・知的財産の実用化の状況
- 「当該分野において優れた教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
  - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況など教職員の異動状況
  - ・外国の大学で学位を取得した教職員の状況
  - ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を待遇に反映する取組の実施状況
- 「国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築」に関する取組の指標例
  - ・大学・大学共同利用機関等と連携した教育研究の状況（全国的な拠点としての）

(注)

1. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるよう配慮する。

### 重点支援③

卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究や社会実装を推進する取組

#### 【機能強化の観点例】

- 国際的な教育研究システムの導入による国際通用性のある人材育成
- 新興・融合分野の形成による大学院及び研究所・センターの機能強化
- 世界トップレベル大学や国内大学等とのネットワークの構築による国際競争力の強化

#### 【評価指標の例】

- 「全学的な国際レベルの人材育成」に関する取組の指標例
  - ・大学院生の外国の大学や研究機関、外国企業への長期派遣の状況
  - ・外国人留学生や外国の大学との交流状況
  - ・教員に占める特別研究員（P D、 S P D）・海外特別研究員の採用状況
  - ・厳格な博士学位審査体制や博士課程修了者の就職状況
- 「世界最高水準の研究」に関する取組の指標例
  - ・論文数・論文の被引用数や質の高い論文の状況
  - ・新興・融合分野を形成する仕組みや新たな教育研究組織等の設置状況
  - ・一定金額以上の共同研究・受託研究の実施状況
  - ・共同利用・共同研究や国内ネットワークを通じた全国的な研究レベルの向上に対する寄与の状況
- 「国際的な存在感を高める研究」に関する取組の指標例
  - ・国際共著論文の状況
  - ・国際学会での基調講演・招待講演や国際的なシンポジウム等の開催状況
  - ・外国の大学や研究機関等との共同・受託研究の状況
- 「研究成果の社会実装」に関する取組の指標例
  - ・大学発ベンチャーの設立、活動状況
  - ・知的財産の実用化や企業等との特許の共同出願状況
- 「世界最高水準の教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
  - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況
  - ・外国の大学で学位を取得した教職員の状況
  - ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を待遇に反映する取組実施状況

(注)

1. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で、評価を行うことができるよう配慮する。

## (別紙2) 大学共同利用機関法人

### 機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例

※ 機能強化の観点及び評価指標については、本検討会での意見を踏まえた例であり、具体的には概算要求に向けて詳細を検討する。

#### 重点支援①

主として大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組

#### 【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- コミュニティを結集して、大型装置等を用いながら、世界の学術研究の中核として推進される国際協力・国際共同研究の推進
- 大学全体を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの創出

#### 【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する取組の指標例
  - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
  - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する取組の指標例
  - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
  - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
  - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
  - ・多様な産学官連携への貢献状況
- 「コミュニティを結集して、大型装置等を用いながら、世界の学術研究の中核として推進される国際協力・国際共同研究」に関する取組の指標例
  - ・国際的頭脳循環のハブとなる拠点の水準の状況（外国人研究者の招請、外国人研究者の受け入れ、国際共著論文等）
  - ・国内外の関連コミュニティとの連携状況
  - ・国際的な学術誌のエディトリアルボードメンバーに加わっている研究者の状況
  - ・国際プロジェクトへの参加状況や国際的な研究機関としてのベンチマーク
- 「大学全体を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの構築」に関する指標例
  - ・プロジェクトレベルで外国人を含む外部評価の実施状況
  - ・研究者人材の多様性、流動性確保の状況（女性研究者比率、内部昇格制限、テニュアトラック導入、女性研究者支援のための育児施設の確保など、外国人研究者に対するソフト支援、クロスアポイントメント導入、寄附講座の導入など）

## 重点支援②

特定分野における大学共同利用機関を中心とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創成に資する取組など、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組

### 【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- 大学全体を見据えた大学間連携やネットワークの構築などを通じた資源活用の促進や新たな学問分野の創成

### 【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する指標例
  - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
  - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する指標例
  - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
  - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
  - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
  - ・多様な産学官連携推進への貢献状況
- 「大学間連携・ネットワークを通じた効率的な資源の活用の促進」に関する指標例
  - ・大学の枠を越えた人材や資源活用のネットワーク形成状況
  - ・ネットワーク形成を通じて図られている資源活用の効率化の状況（機器やエキスパート人材など）
  - ・大学等と連携したネットワーク構築状況（コンソーシアムの構築などを含む）と学術課題への対応状況
  - ・複数機関が参画する大型競争的資金等の獲得状況
  - ・他大学への教職員等の派遣状況
- 「大学間連携・ネットワークを通じた異分野融合・新分野創成の推進」に関する指標例
  - ・学際分野の広がりの状況や異分野間の連携推進状況、他機関・関連学会への協力状況
  - ・萌芽的研究テーマ発掘の取組状況
  - ・異分野融合・新分野創成を推進するための、組織の枠を越えた実効的な体制の整備・運用状況

### 重点支援③

大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組

#### 【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- 大学全体の学術研究の基盤構築や運営等の効果的・効率的な推進

#### 【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する指標例
  - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
  - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する指標例
  - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
  - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
  - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
  - ・多様な産学官連携への貢献状況
- 「大学全体の研究活動を支える研究環境基盤を効果的・効率的に構築・提供」する取組に関する指標例
  - ・機構が提供する研究基盤の構築・運営状況（利用人数、利用機関数、年間稼働時間ジョブ数、学術資料・研究材料の収集数・提供数、データベースの構築・運用状況（データ数やデータベースへのアクセス数）、当該研究基盤によって得られる効率化の状況、当該研究基盤を活用した研究成果数、研究基盤の利用法についての講習会の開催状況など）

(参考 1)

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会  
委員名簿

座長 須藤 亮 株式会社東芝常任顧問、一般社団法人日本経済団体連合会  
産業技術委員会企画部会長

座長代理 有川 節夫 前国立大学法人九州大学総長

上山 隆大 国立大学法人政策研究大学院大学副学長

海部 宣男 元大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台長

北山 賢介 株式会社三井住友銀行取締役会長

熊平 美香 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事

小林 雅之 国立大学法人東京大学大学総合教育研究センター教授

鈴木 英敬 三重県知事

橋本 和仁 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科応用化学専攻  
教授

日比谷 潤子 国際基督教大学長

山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

山本 眞樹夫 国立大学法人帯広畜産大学監事、前国立大学法人小樽  
商科大学長

(座長以外の委員は五十音順 敬称略 計12名)

(参考 2)

「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について  
審議まとめ」に係る検討経過

平成26年11月5日（水） 第1回

- 議題：(1) 国立大学法人運営費交付金の現状・課題等について  
(2) 関係者からのヒアリング  
・国立大学協会

平成26年11月17日（月） 第2回

- 議題：関係者からのヒアリング  
・デュポン株式会社 天羽稔名誉会長（経済同友会 教育改革委員会委員長）  
・株式会社旭リサーチセンター 永里善彦相談役（日本経済団体連合会 産業技術委員会 产学官連携推進部会長）

平成26年12月1日（月） 第3回

- 議題：関係者からのヒアリング  
・鈴木英敬委員（三重県知事）

平成27年1月16日（金） 第4回

- 議題：関係者からのヒアリング  
・上山隆大委員（慶應義塾大学総合政策学部教授（当時））

平成27年1月29日（木） 第5回

- 議題：関係者からのヒアリング  
・独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部 林隆之准教授

平成27年2月16日（月） 第6回

- 議題：関係者からのヒアリング  
・ものつくり大学 稲永忍学長

平成27年3月13日（金） 第7回

- 議題：中間まとめ（案）について

平成27年3月26日（木） 第8回

- 議題：中間まとめ（案）について

平成27年6月1日（月） 第9回

- 議題：審議まとめ（案）について

平成27年6月15日（月） 第10回

- 議題：審議まとめ（案）について

# 関連データ集

## 目次

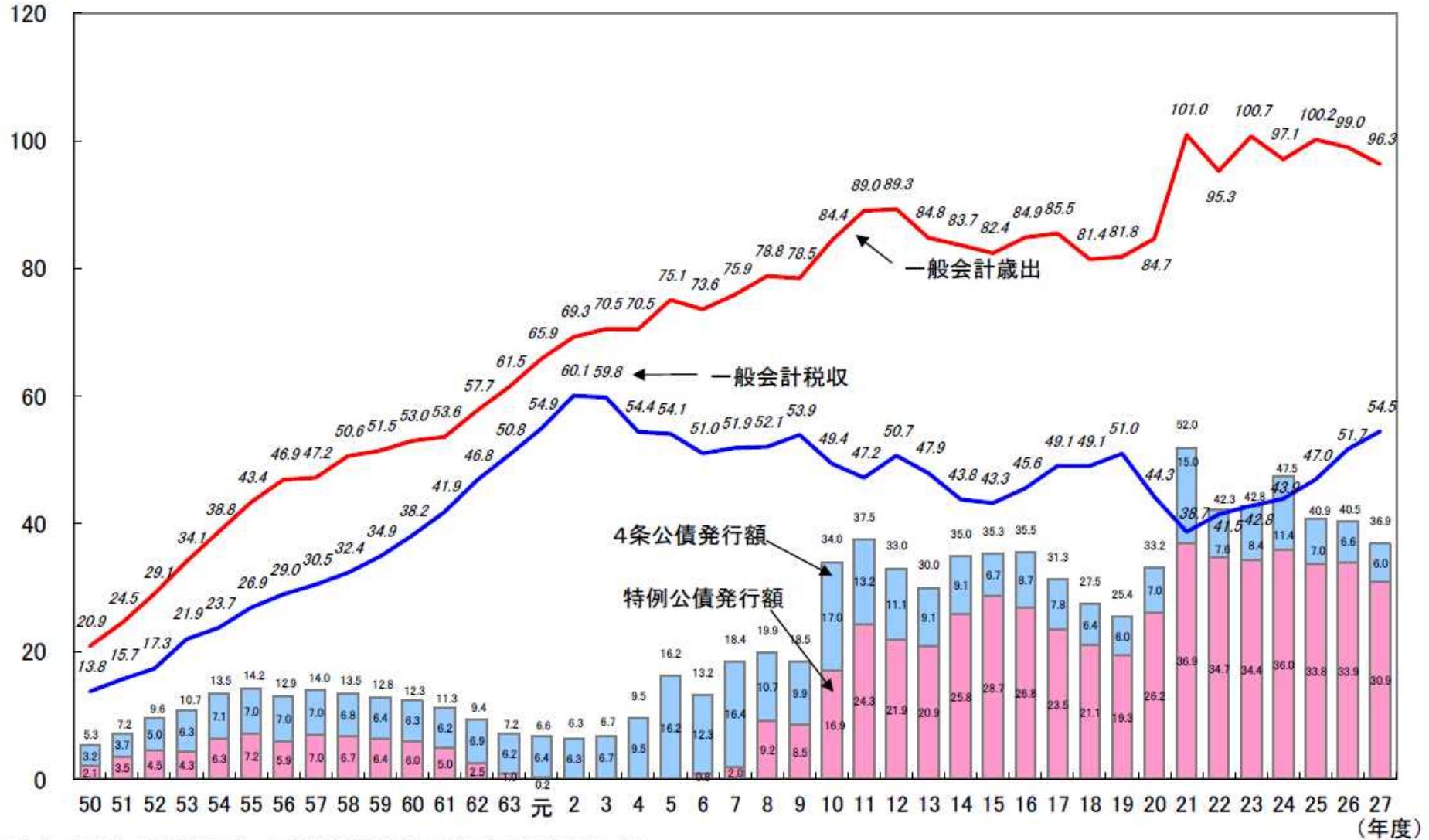
- ・国立大学法人等の財務状況 ..... P.1
- ・国立大学改革について ..... P.13
- ・大学の枠を越えた共同利用・共同研究体制について ..... P. 22
- ・国立大学法人等を取り巻く状況 ..... P. 32

# 国立大学法人等の財務状況

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

政府全体の財政状況は極めて厳しい。

(兆円)



(注1)平成25年度までは決算、平成26年度は補正後予算、平成27年度は政府案による。

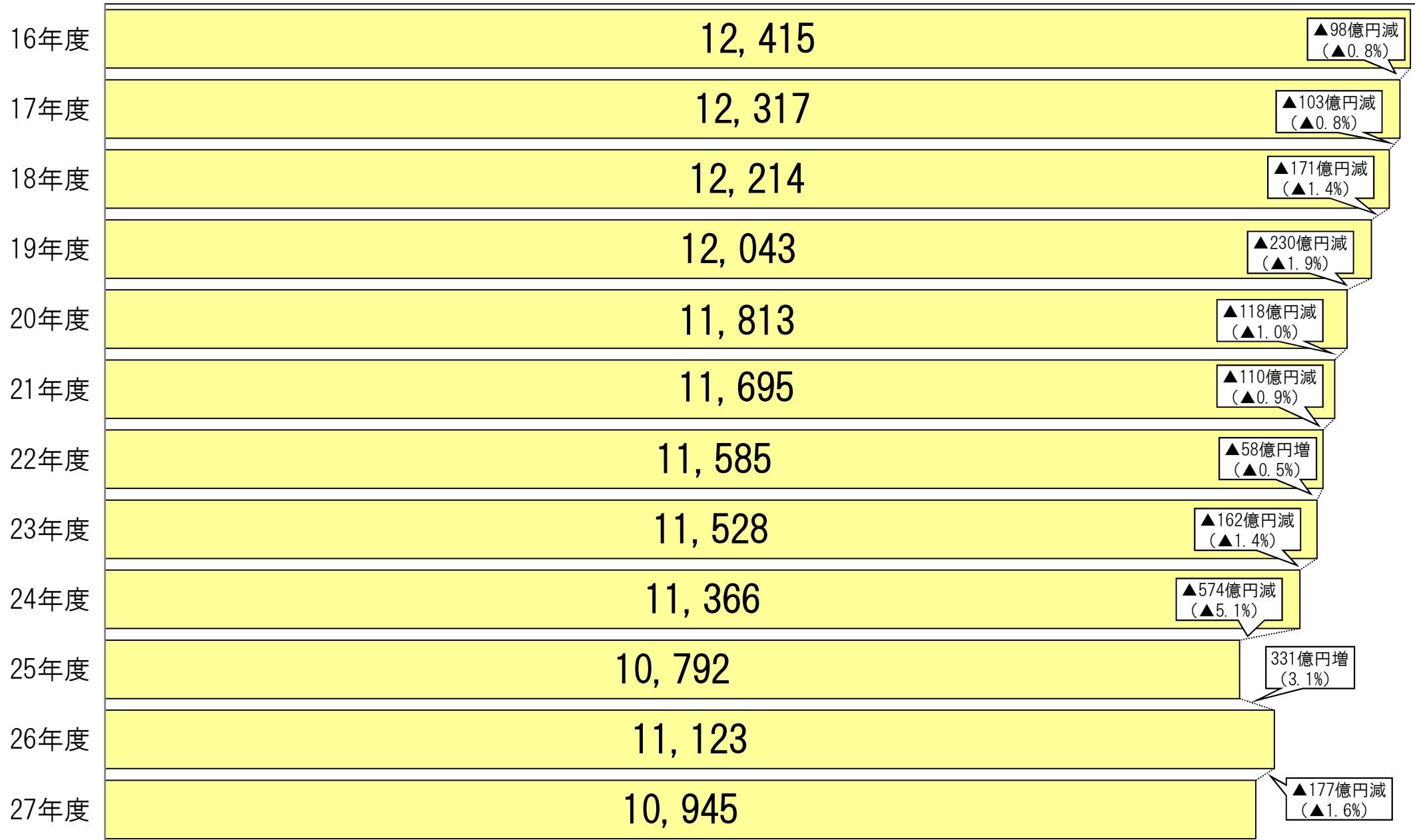
(注2)公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3)一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

# 国立大学法人運営費交付金予算額の推移

国立大学法人運営費交付金は、年々減少している。

(単位：億円)

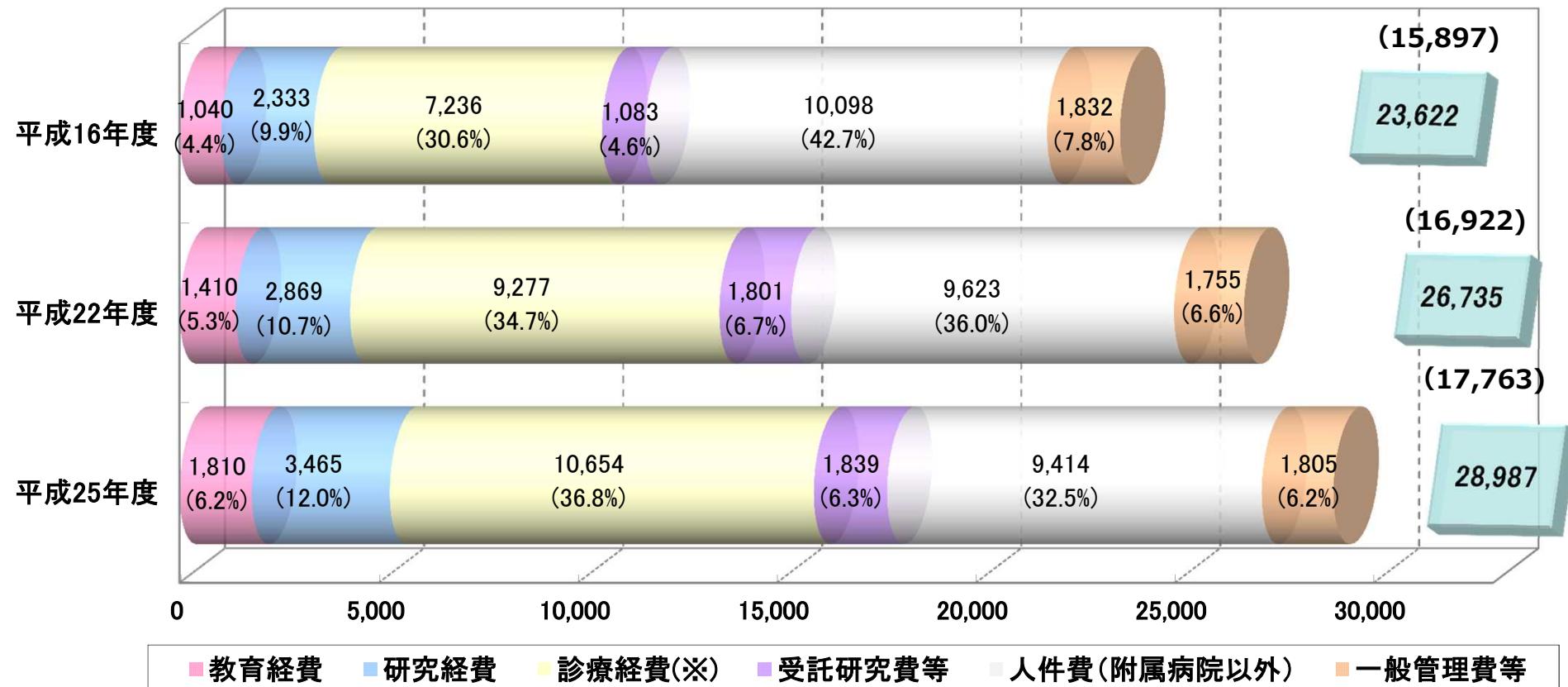


※平成25年度については給与臨時特例法等による減額分、平成26年度については同法の終了に伴う増額分が含まれる。

# 国立大学法人等(90法人)の経常費用の推移

教育・研究にかかる経費は増加している一方、人件費等については減少。

(単位:億円)



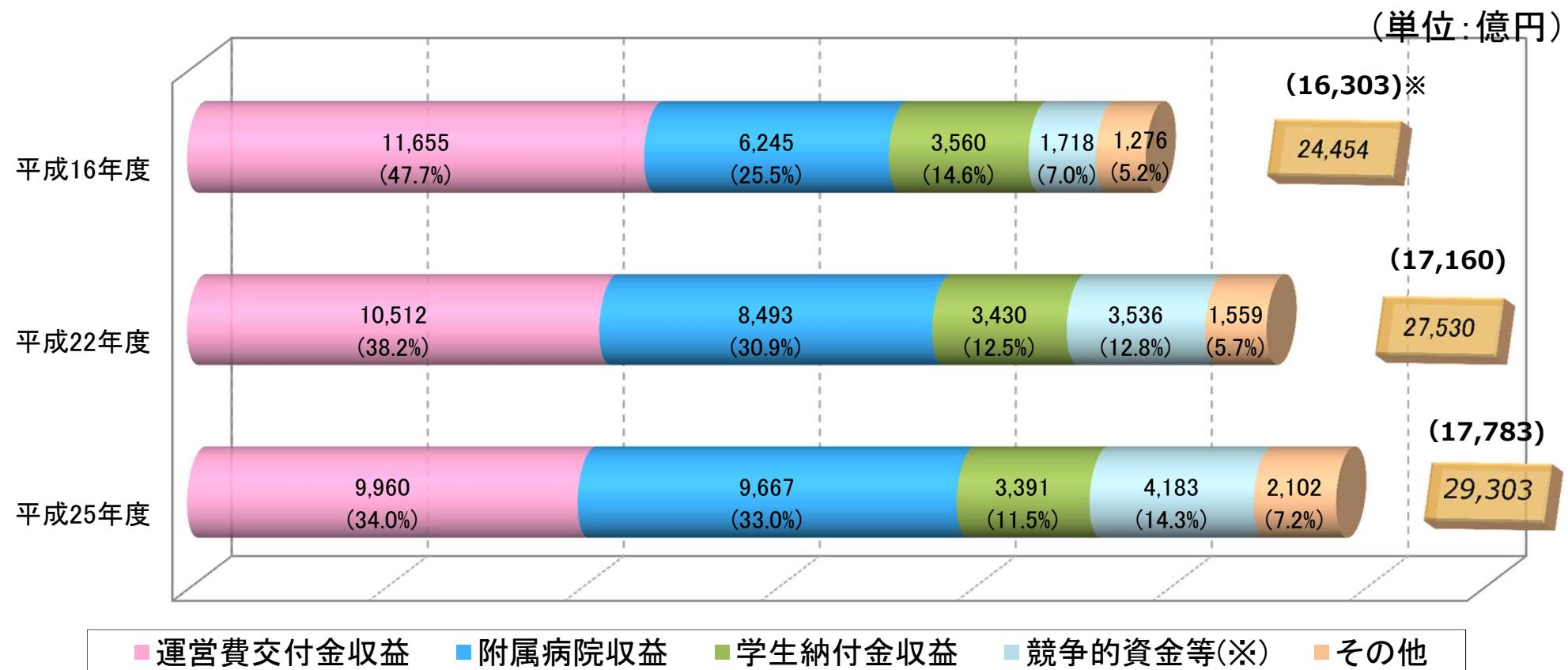
※ 附属病院の教職員人件費を含む

※ ( )内は附属病院における経常費用を除いた額

各国立大学法人「平成25事業年度財務諸表」を基に作成

# 国立大学法人等(90法人)の経常収益の推移

運営費交付金は減少している一方、附属病院収益や競争的経費等の外部資金の増加などにより、国立大学法人全体の収益は増加。

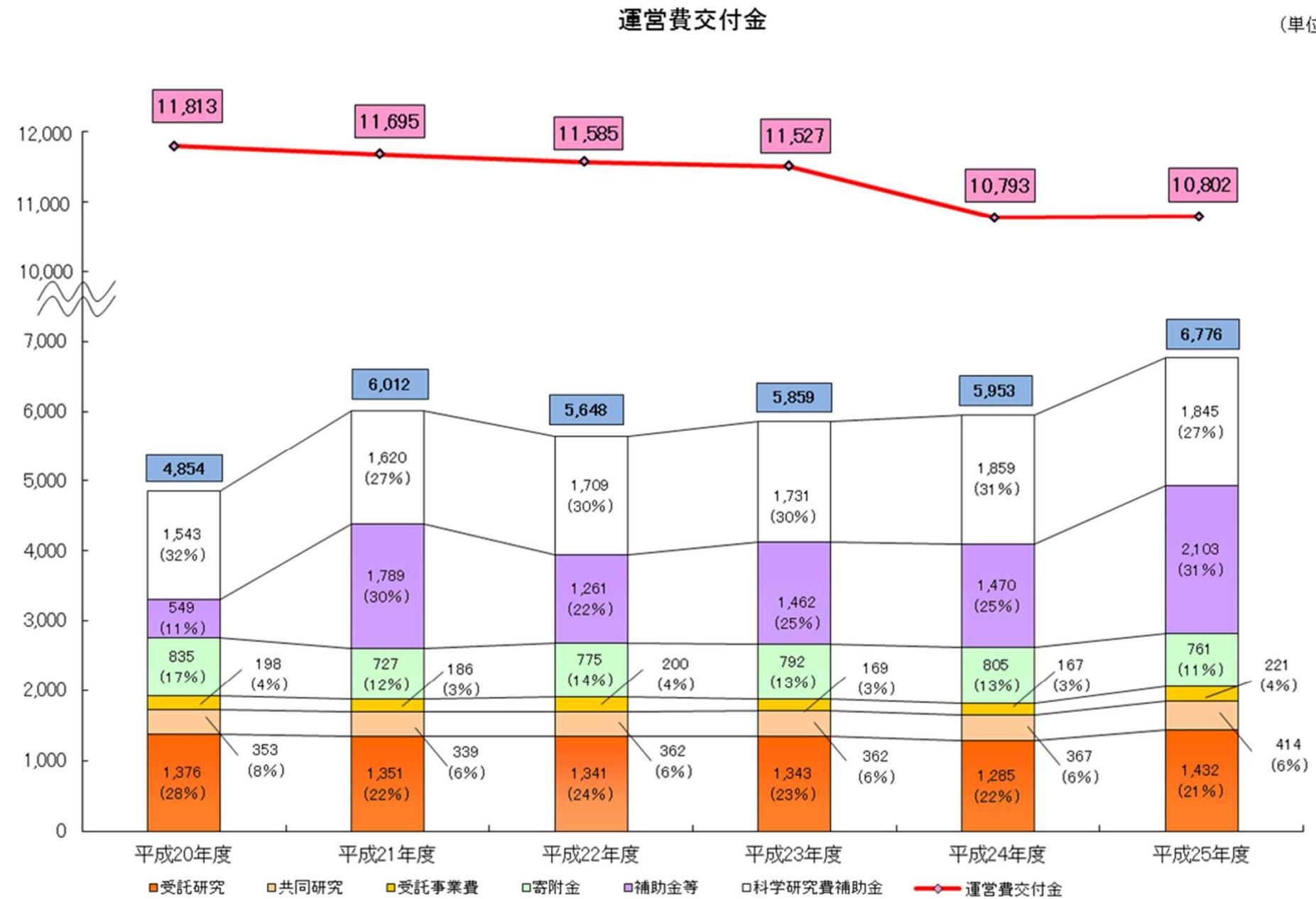


※ 競争的資金等は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄附金収益、研究関連収益の合計額である。

※ ( )内は附属病院における経常収益を除いた額

# 運営費交付金と競争的資金等獲得状況（受入額ベース）

科学研究費補助金等の外部資金は増加しているが、運営費交付金は年々減少している。



# 平成27年度国立大学法人運営費交付金法人別予算額

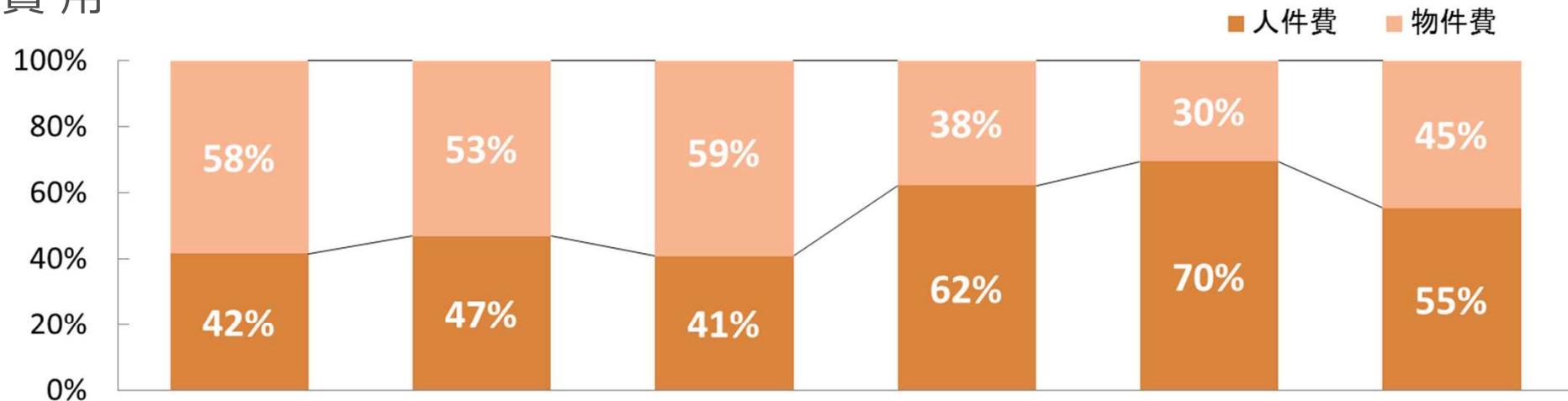
(単位 : 億円)

法 人 名	予算額	法 人 名	予算額	法 人 名	予算額
01 北海道大学	370	31 電気通信大学	50	61 和歌山大学	39
02 北海道教育大学	67	32 一橋大学	55	62 鳥取大学	107
03 室蘭工業大学	26	33 横浜国立大学	77	63 島根大学	101
04 小樽商科大学	13	34 新潟大学	159	64 岡山大学	179
05 帯広畜産大学	28	35 長岡技術科学大学	37	65 広島大学	247
06 旭川医科大学	52	36 上越教育大学	29	66 山口大学	117
07 北見工業大学	22	37 富山大学	127	67 徳島大学	116
08 弘前大学	103	38 金沢大学	162	68 鳴門教育大学	35
09 岩手大学	68	39 福井大学	93	69 香川大学	99
10 東北大学	456	40 山梨大学	92	70 愛媛大学	129
11 宮城教育大学	27	41 信州大学	136	71 高知大学	90
12 秋田大学	94	42 岐阜大学	109	72 福岡教育大学	32
13 山形大学	115	43 静岡大学	91	73 九州大学	412
14 福島大学	35	44 浜松医科大学	55	74 九州工業大学	49
15 茨城大学	68	45 名古屋大学	313	75 佐賀大学	105
16 筑波大学	404	46 愛知教育大学	46	76 長崎大学	157
17 筑波技術大学	23	47 名古屋工業大学	41	77 熊本大学	152
18 宇都宮大学	55	48 豊橋技術科学大学	37	78 大分大学	91
19 群馬大学	120	49 三重大学	114	79 宮崎大学	94
20 埼玉大学	58	50 滋賀大学	29	80 鹿児島大学	149
21 千葉大学	174	51 滋賀医科大学	60	81 鹿屋体育大学	13
22 東京大学	803	52 京都大学	531	82 琉球大学	118
23 東京医科歯科大学	131	53 京都教育大学	35	83 政策研究大学院大学	19
24 東京外国語大学	29	54 京都工芸繊維大学	48	84 総合研究大学院大学	18
25 東京学芸大学	78	55 大阪大学	443	85 北陸先端科学技術大学院大学	53
26 東京農工大学	63	56 大阪教育大学	61	86 奈良先端科学技術大学院大学	58
27 東京芸術大学	46	57 兵庫教育大学	34	87 人間文化研究機構	116
28 東京工業大学	212	58 神戸大学	208	88 自然科学研究機構	286
29 東京海洋大学	55	59 奈良教育大学	24	89 高エネルギー加速器研究機構	207
30 お茶の水女子大学	45	60 奈良女子大学	33	90 情報・システム研究機構	190

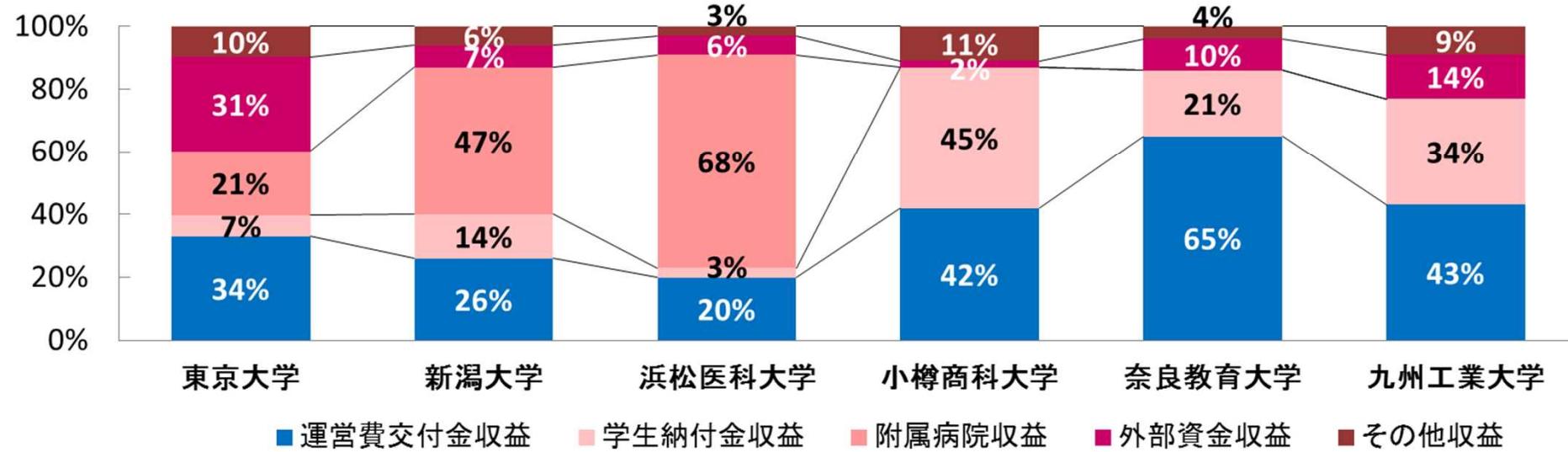
# 国立大学法人の財務状況

人件費の割合や運営費交付金の依存度、外部資金の獲得状況など、財務構造の違いが顕著。

## 費用

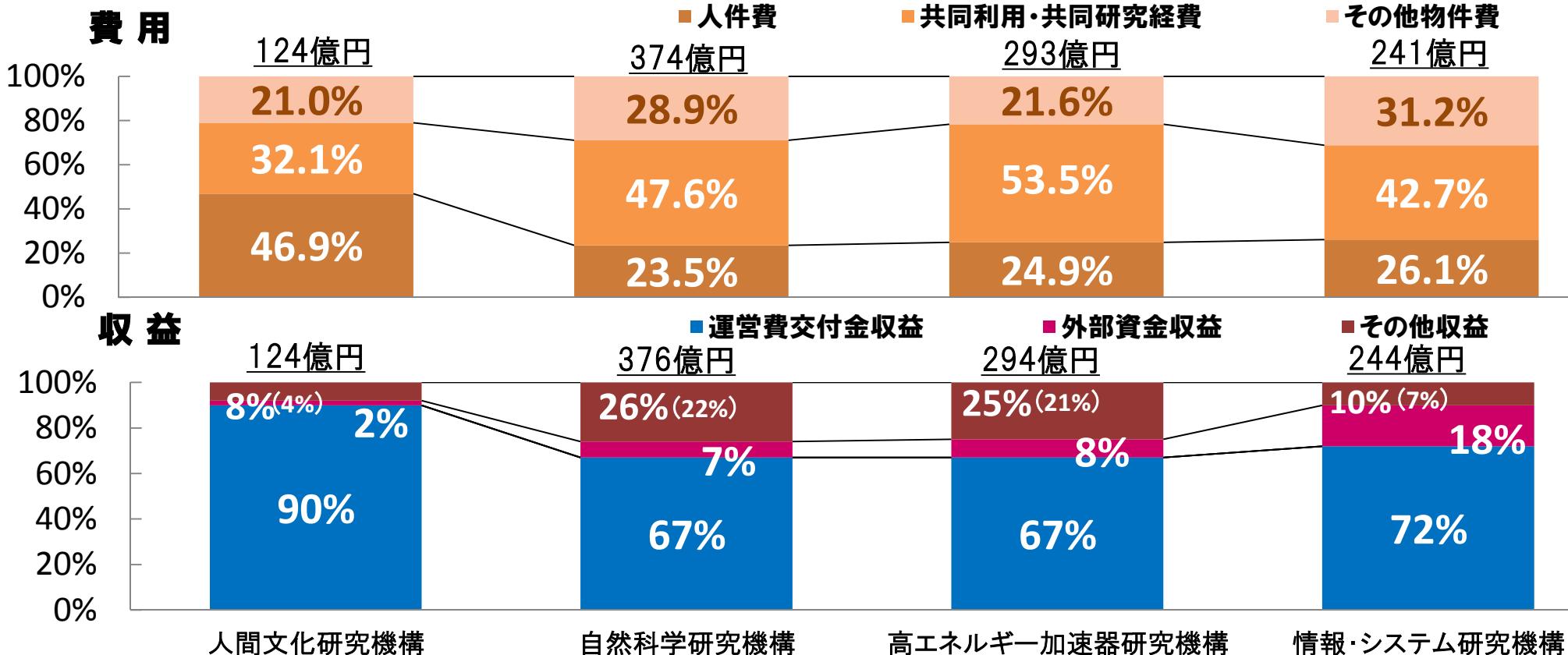


## 収益



○外部資金収益には、受託研究等収益、受託事業等収益、寄附金収益及び研究関連収益の他、施設費収益及び補助金等収益が含まれている。

# 大学共同利用機関法人(4法人)の財務状況

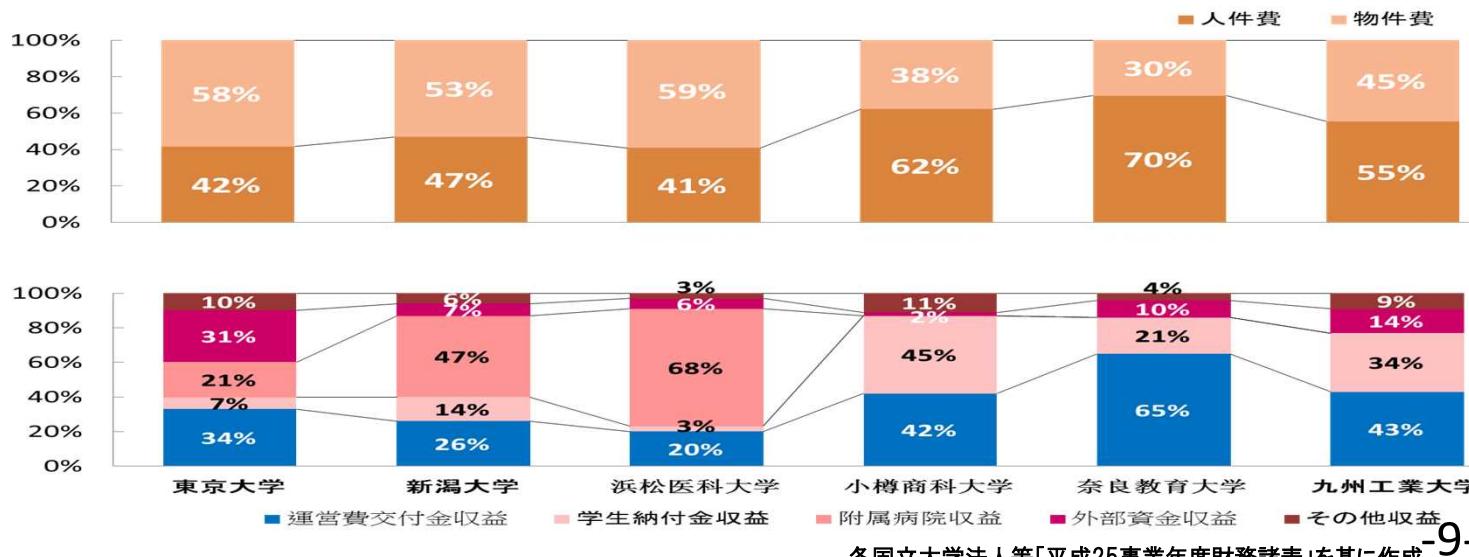


- 「共同利用・共同研究経費」には、大規模共同利用設備の運転経費や、全国の大学等の研究ネットワークの基盤経費(SINET運営経費)等が含まれている。
- 「外部資金収益」には、受託研究等収益、補助金等収益、研究関連収入(間接経費等)、寄附金収益などが含まれている。
- 「その他収益」には、研究設備等の減価償却に伴う収益化額が含まれている(括弧内の比率参照)。
- このほか、所属研究者に対する科学研究費助成事業(科研費)による助成(※)がある。

・人間文化研究機構 : 4億円  
 ・自然科学研究機構 : 19億円  
 ・高エネルギー加速器研究機構 : 8億円  
 ・情報・システム研究機構 : 10億円

(※)直接経費、平成25年度報道発表ベース。

国立大学1大学当たりの平均配分額16億円。



# 第2期中期目標期間における運営費交付金の算定方法

国は、各国立大学が6年間の中期目標期間を、中期目標・中期計画に沿って、着実に教育研究を展開し得るよう、基盤的経費として運営費交付金を措置。

(第1期の考え方を維持)

◆ 渡し切りの運営費交付金を措置

- 国立大学が行う教育研究の基盤的な経費として、運営費交付金を措置。各大学は、人件費・物件費を含めて「渡し切り」で措置された運営費交付金と自己収入の見込額を合わせた予算の範囲で、自ら経営を判断。

◆ 外部資金等の増減は交付金算定に反映させない

- 受託研究収入などの外部資金獲得等により資金の増額が図られた場合には、交付金を減額せず、各国立大学の増収努力を考慮。

◆ 各大学の特色ある取組を幅広く支援

- 新たな教育研究ニーズに対応した各大学の取組についての事業などを「特別経費」により支援するとともに機能別分化を促進。

(第2期からの変更点)

◆ 教育研究の特性に配慮した経営努力の仕組み

- 従前、対象となる事業費の一率1%削減を求めていた「効率化係数」は廃止する一方、既存の組織や業務を見直すことを目的とした「大学改革促進係数」により財源捻出を行った上で、従来の特別経費とは別に運営費交付金が増額となる仕組みを導入。

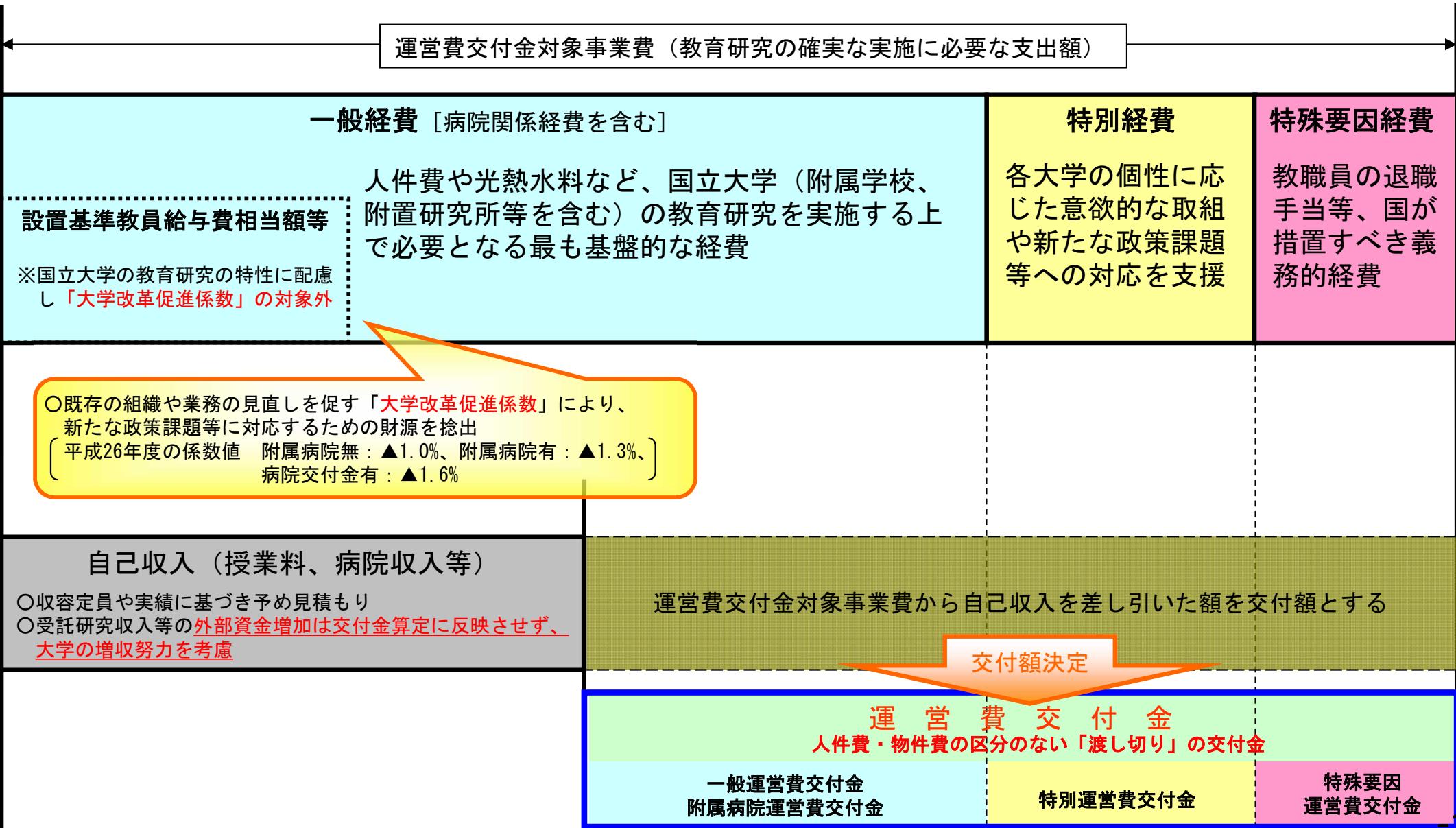
(平成26年度の係数値 附属病院無し:▲1.0%、附属病院有:▲1.3%、病院交付金有:▲1.6%)

◆ 附属病院の経営基盤の強化

- 従前、附属病院運営費交付金の交付を受ける法人に一律2%の増収を求めていた「経営改善係数」を撤廃。

# 第2期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金算定方法の概要

- 法人化時（平成16年度予算）においては、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来の教育研究が引き続き行えるよう法人化以前の配分実績を基に算定。
- 平成17年度以降は、前年度の算定をベースに、諸係数を乗じるなどして交付額を決定する仕組み。



# 寄付優遇税制の概要

## 1. 法人からの寄附

国立大学法人に対する法人からの寄附については、全額損金算入が認められている。

一方、学校法人に対する寄附は、一部を損金に算入することが可能であり、あわせて日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度を活用すれば、全額損金算入することも可能となる。

	国立大学法人	学校法人
法人税	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2 ※日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附については全額損金算入
所得税		

## 2. 個人からの寄附

一定の要件(PST要件)<sup>(※1)</sup>を満たした学校法人に対する寄附については、税額控除と所得控除の選択制が認められている。一方で、国立大学法人に対する寄附については、所得控除のみが認められている。

	国立大学法人	学校法人
所得税	所得控除	控除額: 寄附金額 <sup>※2</sup> - 2千円
	税額控除	なし

※1 以下のいずれかを満たすなどの要件を満たしていること(来年度緩和予定)

- ①3千円以上の寄附金(入学寄附金を除く)を支出したものが、平均して年に100人以上
- ②経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が1/5以上である

※2 総所得金額の40%を限度

# 国立大学改革について

# 国立大学法人化以降の流れ

## 国立大学法人スタート

### 《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

※大学共同利用機関法人も同時にスタート

## 第1期 中期目標期間 (平成16~21年度)

### 新たな法人制度 の「始動期」

## 第2期中期目標期間 (平成22~27年度)

### 法人化の長所を生かした改革を本格化

#### 今後の国立大学の機能強化に向けた考え方 (平成25年6月)

##### 国立大学を取り巻く環境の変化

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化など

## 改革加速期間

- グローバル化
- イノベーション機能強化
- 人事・給与システムの弾力化

## 国立大学改革プラン

- 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

## 第3期 中期目標期間

(平成28年度~)

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

平成16年度  
(2004年4月)

平成22年度  
(2010年4月)

平成25年度  
(2013年4月)

平成28年度  
(2016年4月)

# 国立大学改革プラン（概要）

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

## 改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化



## 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
  - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
  - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるP D C Aサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

## 各大学の機能強化の方向性

### 世界最高の教育研究の展開拠点

- 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

### 全国的な教育研究拠点

- 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- 世界に開かれた教育拠点
- アジアをリードする技術者、経営者養成

### 地域活性化の中核的拠点

- 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

## 当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学生数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

# 改革加速期間中（平成25～27年度）の国立大学の機能強化の取組

## ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を平成25年中に整理・公表

## 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- 機能強化のための改革の取組（組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分）を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
- 各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映  
→ 各大学の取組への配分及び影響額を3～4割に

グローバル化

### 国際水準の教育研究の展開 積極的な留学生支援

- 海外大学のユニット招致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- 日本人学生等の海外留学を支援する官民が協力した新たな制度の創設
- 重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受け入れ
- 海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

### 大学発ベンチャー支援 理工系人材の戦略的育成

- 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設  
→ 臨時国会に産業競争力強化法案を提出
- 理工系人材育成戦略の策定  
→ 平成25年度中に策定

### 人事・給与システムの弾力化

- 国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、競争的資金における間接経費の確保
- 改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
- シニア教員から若手・外国人へのポスト振り替えを積極支援  
→ 1万人規模で年俸制・混合給与を導入  
→ 若手・外国人に対し、1,500人の常勤教員のポストを政策的に確保することを目指す

## ガバナンス機能強化

中央教育審議会で年内を目途に審議を取りまとめ、所要の制度改正や支援

## 評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化（産業界等大学関係者以外からの委員増等）、先進的取組の積極的発信 等

# 運営費交付金等による改革に向けた取組状況

○ 平成26年度予算から、これまでの各部局・教員個人によるプロジェクトとして、各大学それぞれの教育研究ニーズに応じた取組への支援から、国の政策の方向性や学長の改革構想に基づく、各大学の強み、特色を活かした機能強化を支援する方向に転換。運営費交付金において18大学に対して重点配分するとともに、年俸制導入促進費を創設し、人事・給与システムの改革を支援。

## 【機能強化を推進する改革構想例】

### 京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハーバード大学やオックスフォード大学等から招聘し、国際連携スーパー・グローバルコースを構築。院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成。



### 秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした国際資源学部を中心、国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた全学的な組織再編成による人的資源を再配置。

#### 資源学国際戦略センター（仮称）

- ・資源政策系担当教員
- ・資源地球科学系担当教員
- ・資源開発環境系担当教員

#### 国際資源学部

- ・資源系各分野の教員との連携による資源系カリキュラムの構築 他

#### 教育文化学部

- ・学部英語担当教員との連携による英語教育の充実 他

#### 理工学部

- ・理系教員との連携による国際化に対応した理数系教育の導入 他

#### 【センターの主な業務】

- ・資源系教育カリキュラムの企画・立案
- ・資源保有国等からの留学生等の受入・支援 他

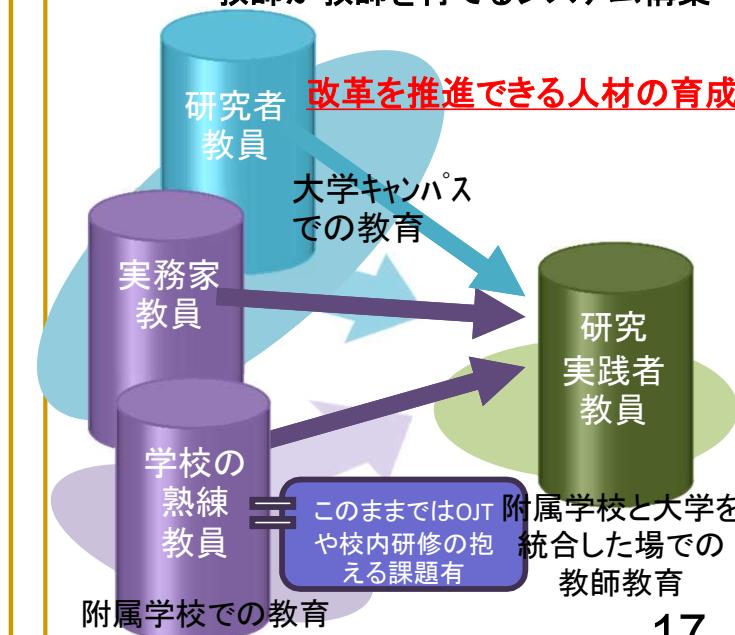
#### 【効果】

センターと学部の教員との連携による学部教育の相乗効果

### 福井大学

教職大学院を附属学校に置き大学ではなく附属学校を拠点校として教師教育を開。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うことで、福井県全8,000人の教員の資質向上に寄与。

#### 教師が教師を育てるシステム構築



# 国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成26年度からの取組）

## 世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

### 北海道大学

北海道大学の強みを集約した総長直下の教育研究組織に海外から一線級教育研究ユニットを誘致し、先端的国際共同研究により生み出される実績をもとに、新学院「量子医理工学院」及び「国際感染症学院」を設置

### 東北大学

東北大学の強みであるスピントロニクス分野にシカゴ大学やミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へいし、国際共同大学院を構築

### 群馬大学

全学教員ポストを学長のリーダーシップで再配置可能な組織としたうえで、重粒子線治療の強みを活かした総合腫瘍学等に関する教育研究拠点を海外研究機関から研究者を招へいして形成

### 筑波大学

国際的通用性のある教育システム(学位プログラム制・日本版チューニング・企業や外国の大学との学位プログラムの実施)を構築し、大学のグローバル化を推進

### 東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「知の拠点」国際高等研究所を形成し、カリфорニア大学バークレイ校等から世界レベルの研究者を招へいし最先端国際共同研究の成果を教育へ転用

### 東京医科歯科大学

海外拠点地域にあるチリ大学、チュラロンコン大学等とジョイントディグリーコースを設置し、国際性豊かな医療人の養成を推進するとともに、世界競争力の強化及び日本式医療技術の国際展開に貢献

### 東京農工大学

「グローバルイノベーション研究院」の設置やグローバル教育制度(英語による教育や全学生の海外経験支援等)の創設により、国際理系グローバルイノベーション人材の養成を推進

### 名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、アジア各国の大学の協力を得て、法学等のアジアキャンパスを設置。各国の専門家・政府高官に博士号を授与する環境を整備

### 京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハーバード大学やオックスフォード大学等から招へいし、国際連携スーパー<sup>グローバルコース(仮称)</sup>を構築。大学院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成

### 京都工芸繊維大学

世界ランキング15位に選出された実績等を踏まえ、建築・デザイン分野で海外一線級のスタンフォード大学等からの研究者招へいや海外拠点整備等により機能を強化

### 大阪大学

認知脳システム学や光量子科学等について、カリفورニア工科大学やフランス国立科学研究中心から世界トップクラスの研究者を招へいし、国際的研究者が集う拠点を形成

### 九州大学

国際コースの拡充や新規採用教員の5年間英語講義提供の必須化などの展開を見据えつつ、欧米の大学(リーズ大学等)との連携による「国際教養学部(仮称)」を設置

### 秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした国際資源学部を中心に、国内外の資源にわる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた全学的な組織再編成による人的資源を再配置

### 福島大学

福島の復興・再生・発展のために、環境放射能研究所を環境放射能の動態と影響を解明する先端研究拠点として機能を強化し、新たに5部門13研究分野を設置して研究機能及び研究拠点としての運営力を強化

### 一橋大学

学士課程プログラムの改革を推進し、新入生全員を対象とした短期語学留学を必修化するとともに、チューニングによるカリキュラム調整などにより大学教育の国際的な互換基盤を整備。学位の国際通用性向上を図ることによりスマートで強靭なグローバルリーダーを育成

### 東京工業大学

「世界標準の教育」を保証するため、世界トップクラスの大学のカリキュラムに対応した教育システムへの転換を図る。MIT等の海外トップ大学から研究者等を招へいし、世界の理工系人材の交流の拠点化を推進

### 福井大学

教職大学院を附属学校に置き、大学ではなく附属学校を拠点校として教師教育を展開。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うことで、福井県全8,000人の教員の資質向上に寄与

### 長崎大学

世界トップレベルのロンドン大学等と連携した熱帯医学GH(グローバルヘルス)校を創設。ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し、WHO等国際機関における熱帯医学・グローバルヘルス専門家を育成

# 国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成27年度からの取組）

## 世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

### 東京芸術大学

ロンドン芸術大学、パリ国立高等音楽院等から世界一線級のアーティストユニットを誘致し、「芸術研究院」を設置。海外大学との国際共同カリキュラム構築等を通じて国際水準の芸術系人材育成を推進し、国際的芸術系教育研究拠点としての機能を強化

### 熊本大学

生命科学分野(発生医学、エイズ学)をけん引する研究司令塔として「国際先端医学研究機構」を設置。オックスフォード大学やシンガポール大学等から世界一線級の研究者を招へいし、感染領域や造血領域等で国際的に卓越した研究を推進

### 自然科学研究機構(大学共同利用機関法人)

天文学・生命科学をはじめとする異分野連携による新分野創成を加速するため、アストロバイオロジーセンター(仮称)を創設。プリンストン大学等から世界一線級の研究者を招へいし、国際的・先端的な共同利用・共同研究を推進

## 各分野における抜本的機能強化

### 帯広畜産大学

獣医・農畜産分野において、国際通用性を備えつつ、食の安全確保に資する教育課程及び10社以上の食品関連企業等との連携により即戦力人材を育成。新たに「グローバルアグロメディシン研究センター」を設置し、コーネル大学等から研究者を招へいし、国際共同研究を推進

### 東京外国語大学

日本研究・日本語教育に関する実績を踏まえ、新たに「国際日本学研究院」を設置。コロンビア大学、ロンドン大学等から世界トップレベルの研究者を招へいし、国際的な日本研究を深化し、日本の発信力、国際的なプレゼンス向上に寄与

### お茶の水女子大学

国立女子大学ならではの重点研究領域として「グローバル女性リーダー育成研究機構」を設置。国内外から女性研究者を招へいし、女性のリーダーシップ育成と男女共同参画社会の実現に貢献する研究教育を通じて、世界で活躍できる女性リーダーの育成機能を強化

### 金沢大学

がん進展制御研究の実績等をいかし、全学的な研究司令塔機能を担う「新学術創生研究機構」を設置。カリフォルニア大学等から世界一線級の研究者を招へいし、世界レベルの研究者・若手研究者・成績優秀な大学院生が共同して分野融合型プロジェクト研究を推進

### 信州大学

「繊維・ファイバー工学」等の信州大学が強みとする5つの分野に学内資源を集中させ「先鋭領域融合研究群」を設置。MIT等から世界一線級の研究者を招へいし、国際教育研究拠点を目指すとともに高度研究力と国際的実践力を有する理工系グローバル人材を育成

### 浜松医科大学

「光医学教育研究センター」を設置し、光医学で一線級の研究者を招へい。光産業でイノベーション創出をけん引する地元企業等と連携した共同研究等により医療機器開発・実用化を推進。光医学の素養を持った高度専門人材の輩出と地域産業の発展に寄与

### 和歌山大学

観光学分野で世界トップクラスのサリー大学等との連携実績をいかした「国際観光学センター」を設置し、世界一線級の外国人研究者を招へい。我が国初の国連世界観光機関の観光教育・訓練・研究機関認定(tedQual)の取得等を通じ、アジアにおける観光研究ハブを形成

### 鳥取大学

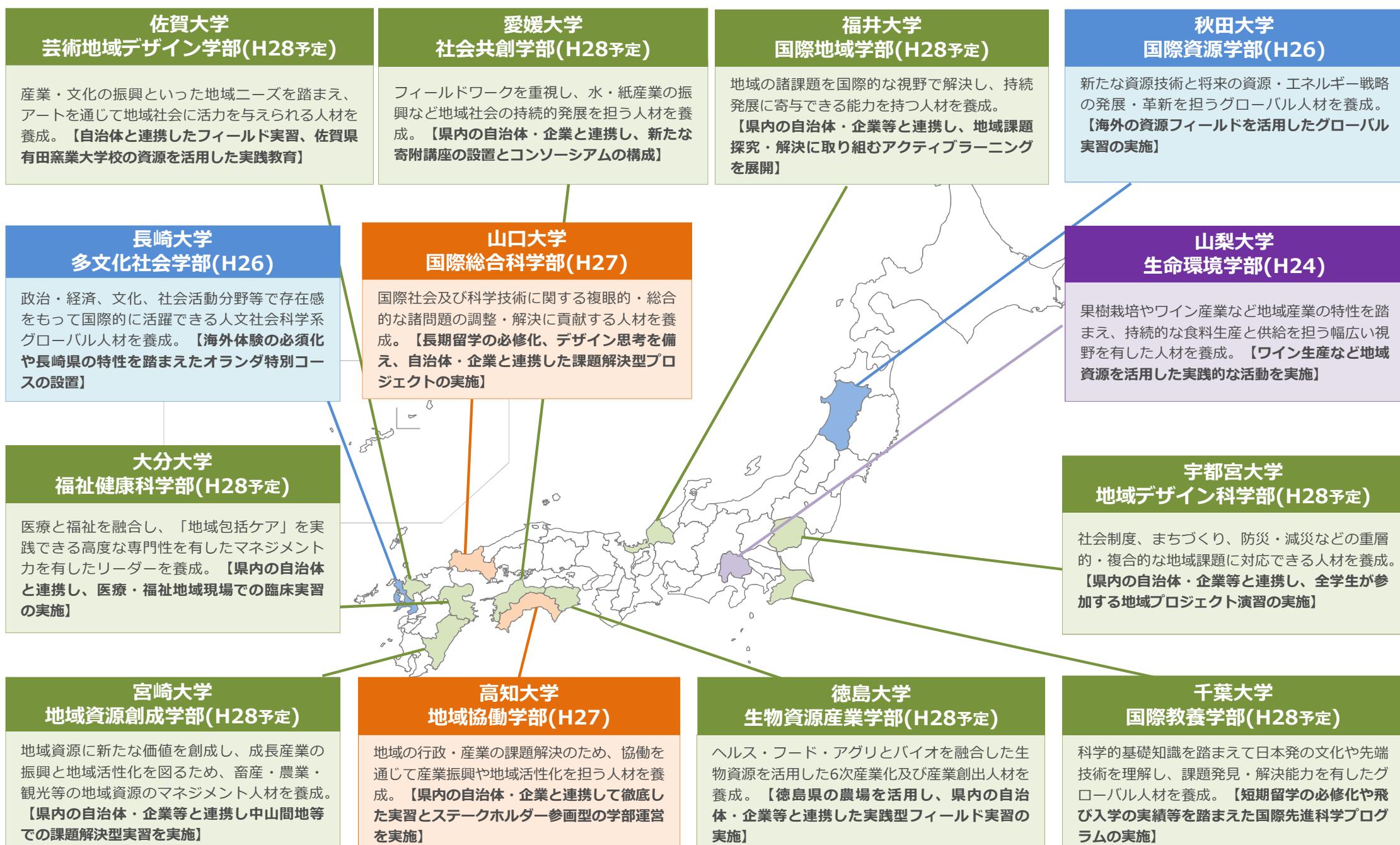
乾燥地科学の研究実績を踏まえ、「国際乾燥地域研究教育機構」を設置。世界トップクラスの海外大学等から研究者を招へいし、農学・社会科学・医学系等の研究者とともに国際共同研究を推進。研究成果を活かした国際乾燥地域科学の大学院設置を構想

### 山口大学

山口県内の自治体や企業等と連携した実践的課題解決型プロジェクトや学生の長期海外留学を必修化した「国際総合科学部」を設置。徹底した全学的教育改革により、地元企業の海外事業展開や地域の課題解決・発展に資する人材を育成し、地方創生に寄与

# 国立大学における組織再編について

## ◆国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



※H28に関しては、現在構想中であり、内容の変更が有り得る -20-

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

学長の補佐体制の強化や教授会の役割の明確化、国立大学の学長選考の透明化等を図るため、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正を実施。

## 概要

### 1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

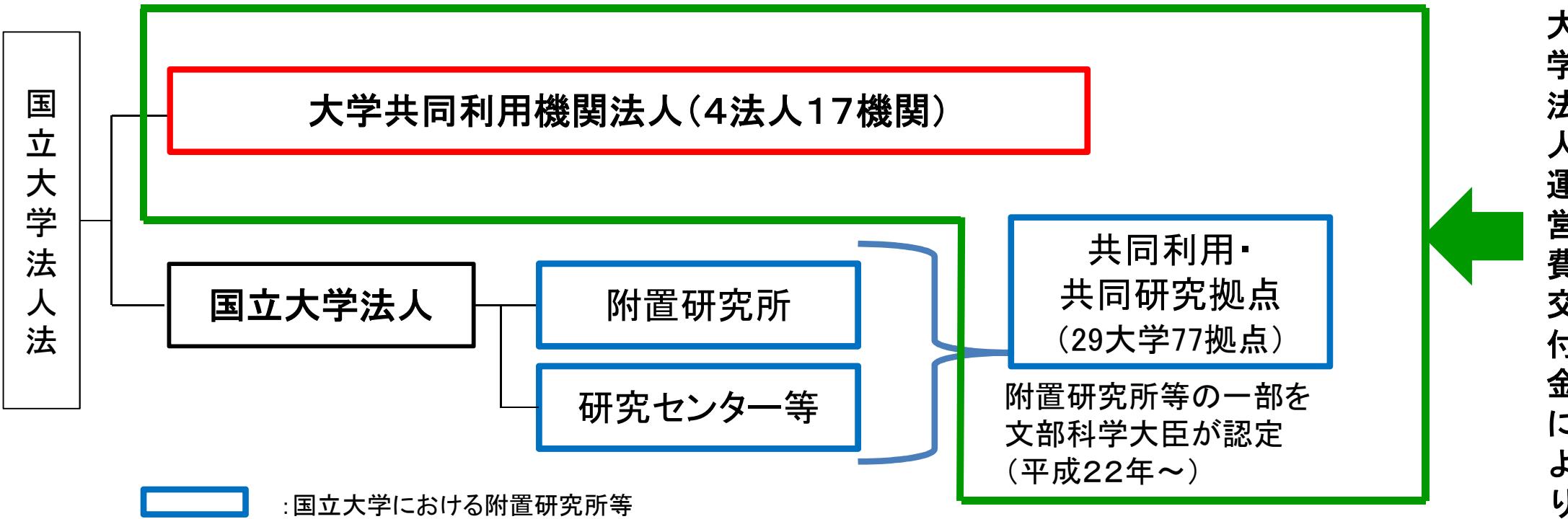
平成27年4月1日

# **大学の枠を越えた 共同利用・共同研究体制について**

# 大学の枠を越えた共同利用・共同研究体制

## 共同利用・共同研究体制

個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等の提供(共同利用)、さらには国内外の大学の枠を越えた共同研究を促進するシステム



- 共同利用・共同研究体制により個々の大学の枠を越えた研究力の強化を図っている。
- 共同利用・共同研究体制のもとで推進する大学共同利用機関法人等による大型プロジェクトについても運営費交付金で支援している。

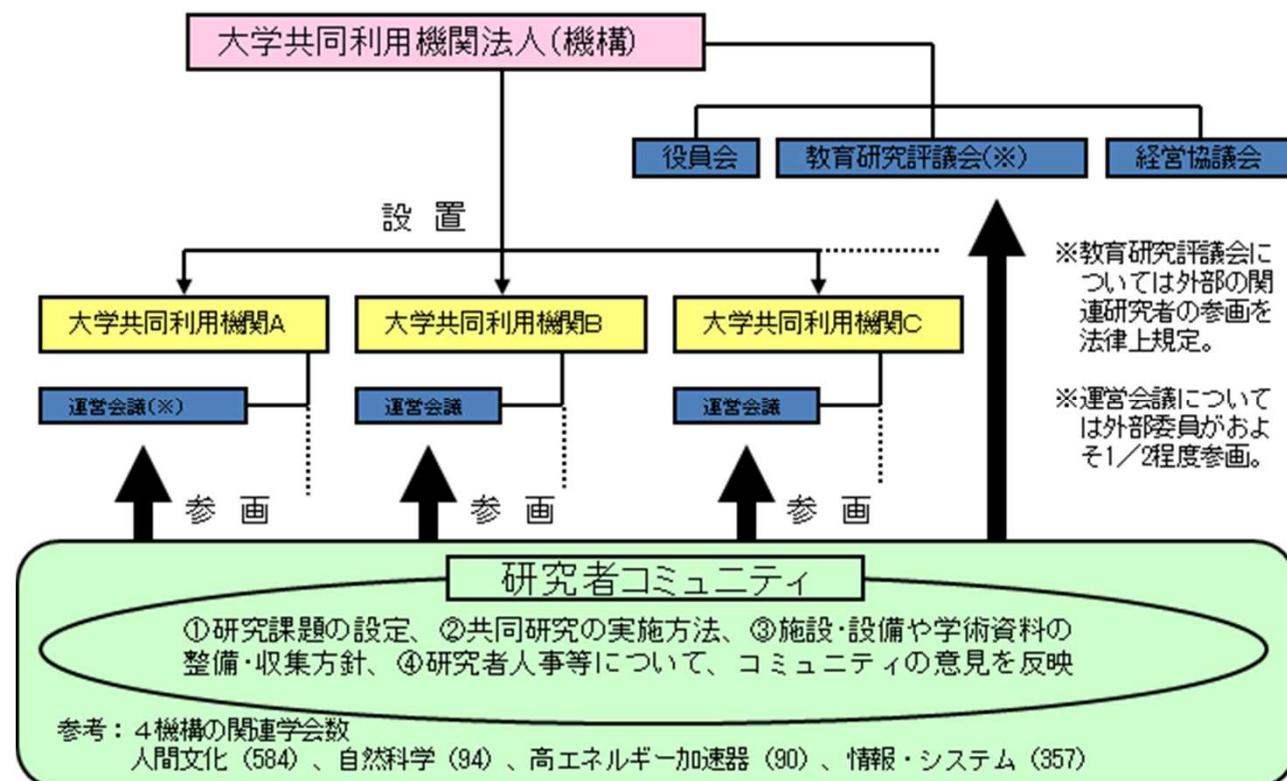
# 大学共同利用機関の概要 ①

## 基本的位置付け

- 個々の大学に属さない「大学の共同利用の研究所」(国立大学法人法により設置された大学と等質の学術研究機関)。
  - 個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を、全国の大学の研究者に提供する我が国の学術研究の中核的システム。
  - 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯。
  - 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図。

## 組織的特性

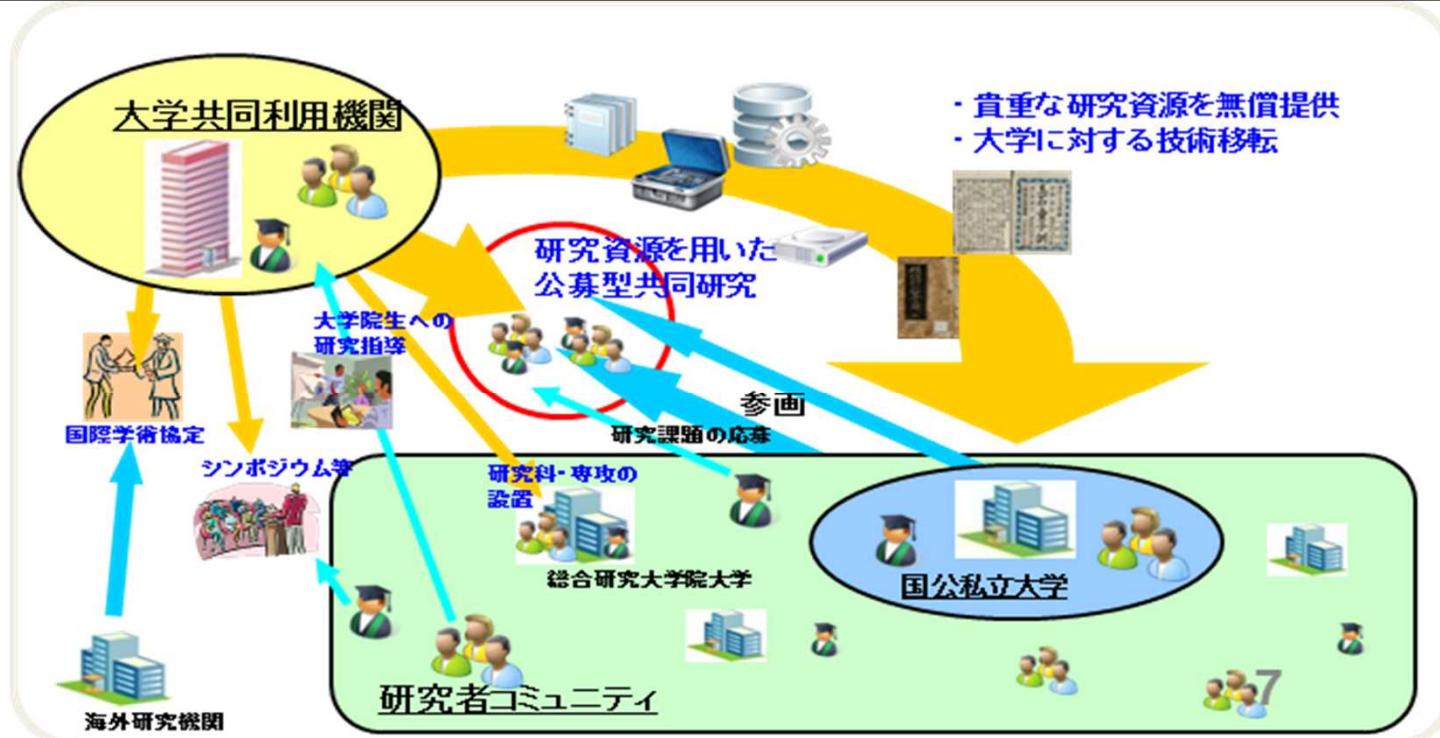
- 関連分野の外部研究者が半数程度である運営会議が、人事も含めた運営全般に関与
  - 常に「研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所」であることを求められる存在（自発的改革がビルトインされた組織）
  - 共同研究を行うに相応しい、流動的な教員組織（大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等）



# 大学共同利用機関の概要 ②

## 具体的取組内容

- ①大規模な施設・設備や大量の学術情報・データ等の貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供。
- ②研究課題を公募し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施。
- ③全国の大学に対する技術移転(装置開発支援、実験技術研修の開催)。
- ④狭い専門分野に陥りがちな研究者に交流の場を提供(シンポジウム等)。
- ⑤当該分野のCOEとして、国際学術協定等により世界への窓口として機能。
- ⑥優れた研究環境を提供し、大学院教育に貢献。  
(大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置。)



\*数字はいずれも平成25年度実績

## 施設・設備、学術資料等の例

- 電子・陽電子衝突型加速器  
(Bファクトリー)  
【高エネルギー加速器研究機構】



- 大型光学赤外線望遠鏡  
「すばる」  
【自然科学研究機構国立天文台】



- 大型ヘリカル装置  
(LHD)  
【自然科学研究機構核融合科学研究所】



- 日本DNAデータバンク (DDBJ)  
【情報・システム研究機構国立遺伝学研究所】



- 文献資料 調査・収集件数  
マイクロフィルム：47,988リール  
紙焼写真：75,122冊  
史料：478件（約50万点）  
写本・版本：52,052冊

【人間文化研究機構国文学研究資料館】25-

# 学術研究の大型プロジェクトの推進

## 日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画 (人間文化研究機構国文学研究資料館)

人文学分野の長年の課題である研究の細分化、従来型の研究手法からの脱却を図るために、「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク」を構築することによって、歴史学、社会学、哲学、医学などの諸分野の研究者が多数参画する異分野融合研究を醸成し、幅広い国際共同研究の展開を目指す。



## 大型電波望遠鏡「アルマ」による国際共同利用研究の推進 (自然科学研究機構国立天文台)

日本（国立天文台）、米国（国立科学財団）及び欧州（欧州南天天文台）の3者の国際協力により、チリのアタカマ高地（標高5,000m）に口径12m及び口径7mの電波望遠鏡等を建設し、運用を行う。光学赤外線望遠鏡ではみることができない天体の状況を観測し、生命の材料となるアミノ酸の観測による地球外生命の存在や、原始銀河の探査による銀河形成過程の解明を目指す。



## 新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備 (情報・システム研究機構国立情報学研究所)

我が国の学術研究・教育活動に不可欠な学術情報基盤であるSINETを大学等と連携し、最先端のネットワーク技術を用いて高度化・強化し、通信回線及び共通基盤等を整備・運営することにより、最先端の学術研究をはじめとする研究教育活動全般の新たな展開を図る。 SINETは、800以上の機関、約200万人の研究者・学生に活用されており、また、大学等と連携・協力して作成・収集した約1億7500万件の大量の学術情報に対して、月間640万回以上の検索が行われている。

※H27年度より本事業に位置付け



## 大型低温重力波望遠鏡（KAGRA）計画 (東京大学宇宙線研究所)

一辺3kmの直交するレーザー干渉計を神岡鉱山地下に整備することにより、アインシュタインが予言した「重力波」を日本の独創的な技術により、世界に先駆けて直接検出する。それにより、人類の空間に対する概念を変え、ブラックホール生成の瞬間などを研究する重力波天文学の国際的研究拠点の構築を目指す。



## 大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究 (自然科学研究機構国立天文台)

米国ハワイ島マウナケア山頂に建設した口径8.2mの「大型光学赤外線望遠鏡『すばる』」により、宇宙の涯に挑み、銀河が誕生した頃の宇宙の姿を探る。これまでに宇宙の果て約129億光年離れた銀河を発見するなど、世界が驚愕する多数の観測成果を挙げてきており、すばるで培った技術は、世界の天文学分野で非常に注目されており、次世代の大型望遠鏡計画への採用が見込まれている。



## 「スーパーカミオカンデ」によるニュートリノ研究の展開 (東京大学宇宙線研究所)

2002年の小柴氏のノーベル物理学賞に貢献した「カミオカンデ」によりニュートリノの存在を人類で初めて検出。カミオカンデの後継機である「スーパーかみおかんじ」は、ニュートリノ振動実験によりニュートリノの質量の存在を確認。今後、ニュートリノの実体の解明に迫ることにより、現在まで人類を含め社会に存在する「物質」がなぜこの世界に生まれたのかという物理学上の大きな謎の解明を目指す。



## スーパーBファクトリーによる新しい物理法則の探求 (高エネルギー加速器研究機構)

2008年のノーベル物理学賞を受賞した小林・益川両氏の「CP対称性の破れ」理論について、世界最高性能の電子・陽電子衝突型加速器で宇宙から反物質が消え、物質のみが存在しているのかという謎を実証。今後は、宇宙の謎（「消えた反物質」「暗黒物質の正体」「質量の起源」）の解明など、世界を先導する新たな物理法則の発見を目指す。



## 30m光学赤外線望遠鏡（TMT）計画の推進 (自然科学研究機構国立天文台)

日・米・カナダ・中国・インドの国際協力科学事業として口径30mの光学赤外線望遠鏡（TMT）を米国ハワイ島マウナケア山頂に建設し、太陽系外の第二の地球探査と生命の確認、ダークエネルギーの性質の解明、宇宙で最初に誕生した星の検出など、銀河の誕生と宇宙の夜明けの解明を目指す。

[Courtesy TMT Observatory Corporation]



## 「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」による物質・生命科学及び原子核・素粒子物理学研究の推進 (高エネルギー加速器研究機構)

高エネルギー加速器研究機構（KEK）と日本原子力研究開発機構（JAEA）が共同で、世界最大級のビーム強度を持つ陽子加速器施設を運営。多様な粒子ビーム（中間子、ニュートリノ、中性子、ミュオンなど）を用いた世界最先端の陽子加速器でこれまでにない研究手法を幅広い分野に提供し、物質の起源の解明や生命機能の解析などで画期的な成果が期待されている。波及効果として、新薬の開発や燃料電池など産業利用にも貢献。



## 超高性能プラズマの定常運転の実証 (自然科学研究機構核融合科学研究所)

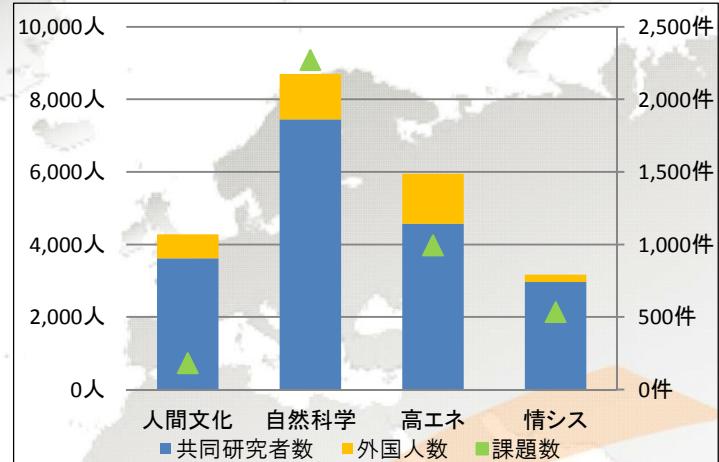
我が国独自のアイデアに基づく超伝導コイルを用いた「大型ヘリカル装置（LHD）」により、高温高密度プラズマの実現と定常運転の実証を目指す。また、ヘリカル磁場閉じこめ方式のプラズマの力学を十分体系的に理解し、将来の核融合発電を見越した炉心プラズマ実現に必要な物理的、工学的研究課題の解明を目指す。



# 大学共同利用機関が行う共同利用・共同研究の状況

大学共同利用機関では、共同利用・共同研究者を18,606人（平成25年度実績）受け入れており、特に学術研究の大型プロジェクトにおいては、外国人割合が46%を超えるなど大学共同利用機関の国際的頭脳循環ハブ機能の向上に大きな役割を果たしている。

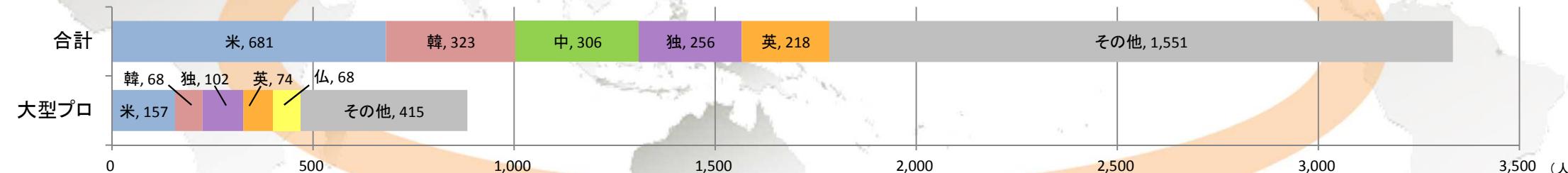
## ○ 共同利用・共同研究者の参加状況



法人名等	共同利用・共同研究課題数	共同利用・共同研究者数	外国人数	割合	国数
人間文化研究機構	182 件	3,614 人	663 人	18.4%	55 力国
自然科学研究機構	2,271 件	7,451 人	1,253 人	16.7%	41 力国
高エネルギー加速器研究機構	994 件	4,573 人	1,371 人	30.0%	28 力国
情報・システム研究機構	535 件	2,968 人	197 人	6.6%	27 力国
<b>合 計</b>	<b>3,982 件</b>	<b>18,606 人</b>	<b>3,484 人</b>	<b>18.7%</b>	<b>66 力国</b>
うち学術研究の大型プロジェクト		201 件	1,977 人	918 人	46.4% 29 力国

※学術研究の大型プロジェクトの共同利用・共同研究者数等は、国内実施分のみの集計。

## ○ 共同利用・共同研究者の国別分布



## ○ 共同利用・共同研究者が参加する主な国

人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構	学術研究の大型プロジェクト					
アメリカ	87人	アメリカ	406人	韓国	188人	アメリカ	33人	アメリカ	157人
中国	82人	ドイツ	129人	中国	163人	フランス	28人	ドイツ	102人
韓国	32人	イギリス	106人	アメリカ	155人	イギリス	20人	イギリス	74人
ロシア	32人	韓国	102人	ドイツ	106人	中国	14人	カナダ	68人
トルコ	29人	フランス	94人	インド	88人	ドイツ	11人	韓国	68人

※国数等については、共同利用・共同研究者が所属する機関の所在地をもとに集計している。

# 大学共同利用機関が核となる大学の枠を越えたネットワーク

## ●大学との連携事業（ネットワーク） 「大学の研究活動の礎となり、ともに発展する」



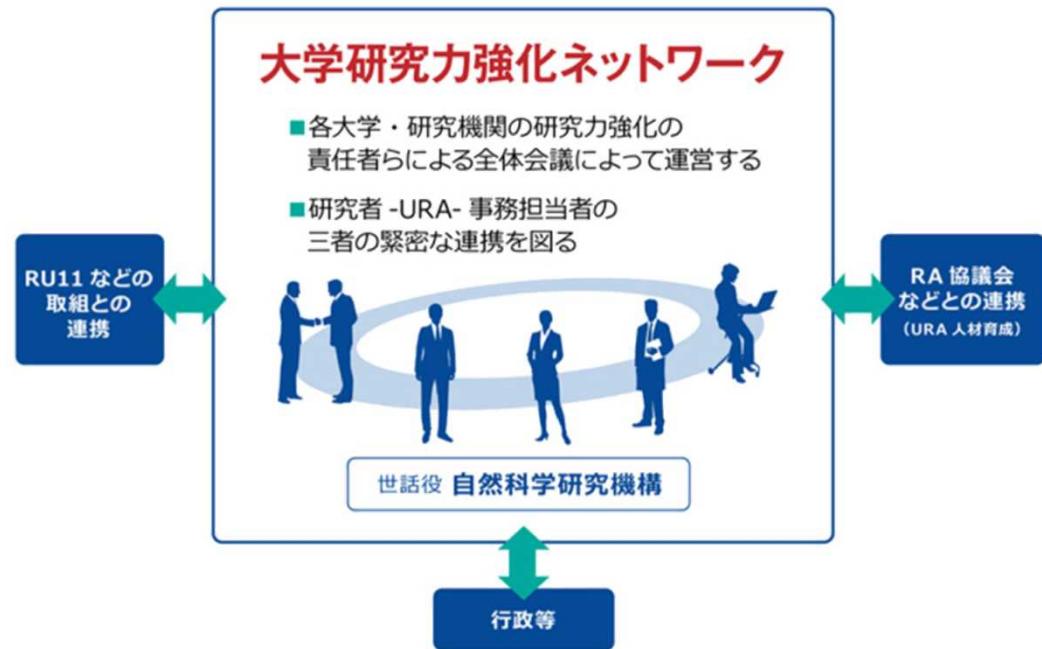
生物遺伝資源のバックアップ拠点  
大学連携バイオバックアッププロジェクト  
Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology

大学等における生物遺伝資源のバックアップ拠点の構築  
(基礎生物学研究所) 22大学・研究機関参加

双向型共同研究の推進支援  
(核融合科学研究所) 74大学・研究機関参加

大学連携研究設備ネットワークシステムの構築  
(分子科学研究所) 153大学・研究機関参加

光・赤外線天文学研究教育拠点のネットワーク構築  
(国立天文台) 9大学参加



大学研究力強化ネットワーク (25大学・研究機関参加)

### ネットワーク参加大学等

- |           |                |              |                |
|-----------|----------------|--------------|----------------|
| ・北海道大学    | ・筑波大学          | ・千葉大学        | ・東京医科歯科大学      |
| ・東京農工大学   | ・電気通信大学        | ・新潟大学        | ・金沢大学          |
| ・福井大学     | ・信州大学          | ・名古屋大学       | ・名古屋工業大学       |
| ・豊橋技術科学大学 | ・神戸大学          | ・岡山大学        | ・広島大学          |
| ・山口大学     | ・九州工業大学        | ・熊本大学        | ・奈良先端科学技術大学院大学 |
| ・自然科学研究機構 | ・高エネルギー加速器研究機構 | ・情報・システム研究機構 |                |
| ・首都大学東京   | ・東京女子医科大学      |              |                |

# 人材育成に関する取組(大学院教育(総研大以外)への協力)

**総研大以外の国公立大学の大学院学生の学生（修士・博士）を300名受入。（平成25年度実績）**

○ 各年度の推移

[単位:人]

大学共同利用機関法人	特別共同利用研究員(※2)										連携大学院による受入学生数(※3)									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人間文化研究機構	48	36	39	30	32	22	18	27	25	23	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
国立歴史民俗博物館	7	4	6	4	10	3	1	3	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国文学研究資料館	13	14	11	9	5	4	6	11	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立国語研究所	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
国際日本文化研究センター	4	6	7	3	3	8	5	3	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合地球環境学研究所	12	2	4	0	0	0	4	5	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
国立民族学博物館	12	10	11	14	14	7	2	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自然科学研究機構	109	79	93	79	84	82	67	63	71	72	25	20	85	74	54	78	61	49	41	49
国立天文台	18	25	26	18	19	12	18	13	13	8	3	2	39	44	33	29	30	26	29	35
核融合科学研究所	31	9	27	26	30	33	22	14	13	15	22	18	46	30	21	49	31	23	12	14
基礎生物学研究所	19	16	12	13	10	11	9	12	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生理学研究所	24	15	14	9	13	10	9	5	8	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分子科学研究所	17	14	14	13	12	16	9	19	30	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高エネルギー加速器研究機構	15	9	17	16	16	16	10	10	11	11	27	19	19	4	2	2	20	24	28	28
素粒子原子核研究所	3	2	4	4	5	4	1	3	2	4	15	11	11	2	1	0	14	18	20	23
物質構造科学研究所	5	4	9	8	7	8	4	3	3	3	3	1	0	0	0	1	1	1	1	1
加速器研究施設	4	2	2	3	3	3	5	3	3	2	2	0	1	2	1	2	3	4	4	4
共通基盤研究施設	3	0	1	1	1	1	0	1	3	2	3	2	3	0	0	0	2	1	3	0
大強度陽子加速器計画推進部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0
情報・システム研究機構	23	24	51	47	32	34	58	57	72	62	28	38	41	36	34	45	56	60	66	54
国立極地研究所	6	13	12	10	15	15	19	16	12	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立情報学研究所	16	11	24	27	7	16	33	37	50	41	28	38	41	36	34	45	56	59	66	53
統計数理研究所	0	0	1	2	7	2	2	1	5	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
国立遺伝学研究所	1	0	14	8	3	1	4	3	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	195	148	200	172	164	154	153	157	179	168	80	77	145	114	90	125	138	134	136	132

※1 数字はいずれも各年度5月1日現在の学生数

※2 特別共同利用研究員:全国の国公立大学の大学院学生を対象に、大学院学生の所属する大学院研究科からの委託を受けて、一定期間、特定の研究課題に関して  
研究指導を行い、単位認定、学位論文の審査を行う制度(学位授与等については、大学院学生の所属する大学院で行われることが前提)

※3 連携大学院による受け入れ相手先(平成25年度)

(参考) 人間文化研究機構:名古屋大学1名

　　自然科学研究機構:東京大学32名、名古屋大学14名、東邦大学3名

　　高エネルギー加速器研究機構:東京大学23名、東京理科大学2名、東京工業大学2名

　　情報・システム研究機構:東京大学37名、北陸先端科学技術大学大学6名、電気通信大学1名、東京工業大学9名、早稲田大学1名

# 国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度

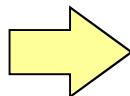
## 創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。
- このため、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。

※学校教育法施行規則第143条の3

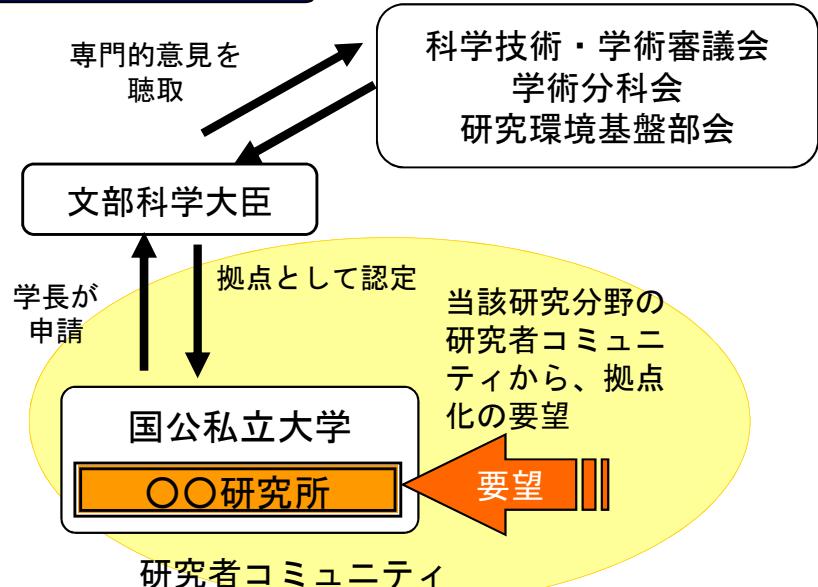
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



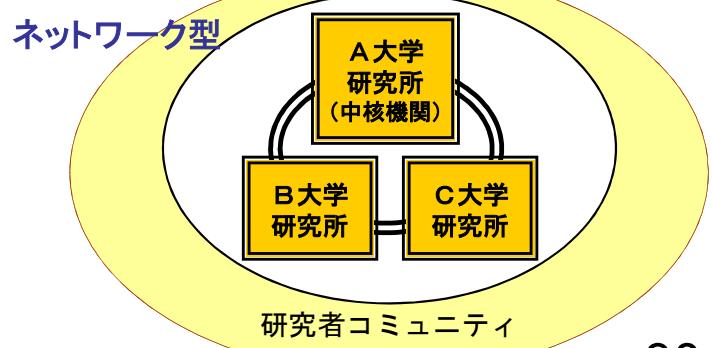
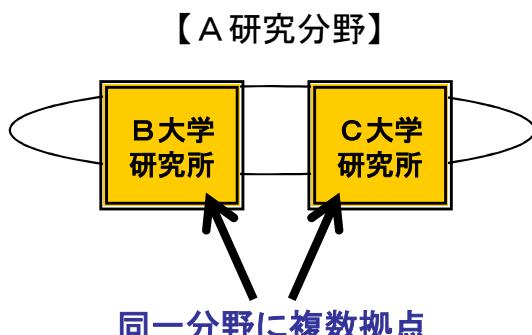
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

## 制度の概念



## 制度の特徴

- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。



# 国立大学法人の附置研究所・研究センター等

国立大学法人には、特定の専門分野の研究を継続性を持って長期的に進める附置研究所及びこれに準ずる研究センター等が設置されており、学問の動向や社会の変化に対応しながら高い研究水準を維持するとともに、優れた若手研究者の育成にも貢献。

## 法人化前

- 国立学校設置法の規定に基づき、同施行令・施行規則で位置付け。

## 法人化後

第1期(H16~21年度)：

○附置研究所及び全国共同利用の研究センターについては、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が定める中期目標の別表に教育研究上の基本組織として、学部、研究科等とともに位置付け。

○附置研究所の新設等については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において妥当性を審議。

(参考)法人化後に新設された附置研究所

- ・平成17年度 京都大学生存圏研究所
- ・平成18年度 名古屋大学エコトピア科学研究所

○その他の研究所等については、各大学の判断で設置改廃が可能。

○平成20年7月に文部科学大臣が大学の附置研究所等を「共同利用・共同研究拠点」として認定する制度を創設。

第2期(H22~27年度)：

○共同利用・共同研究拠点については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点に関する作業部会において、妥当性を審議し、文部科学大臣が認定。

○共同利用・共同研究拠点の認定を受けた附置研究所・研究施設を、教育研究上の基本組織として、国立大学法人の中期目標別表に位置付け。

## 第1期

中期目標	
別表 (学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
附置研究所	
○○研究所 ○○研究所 ※	

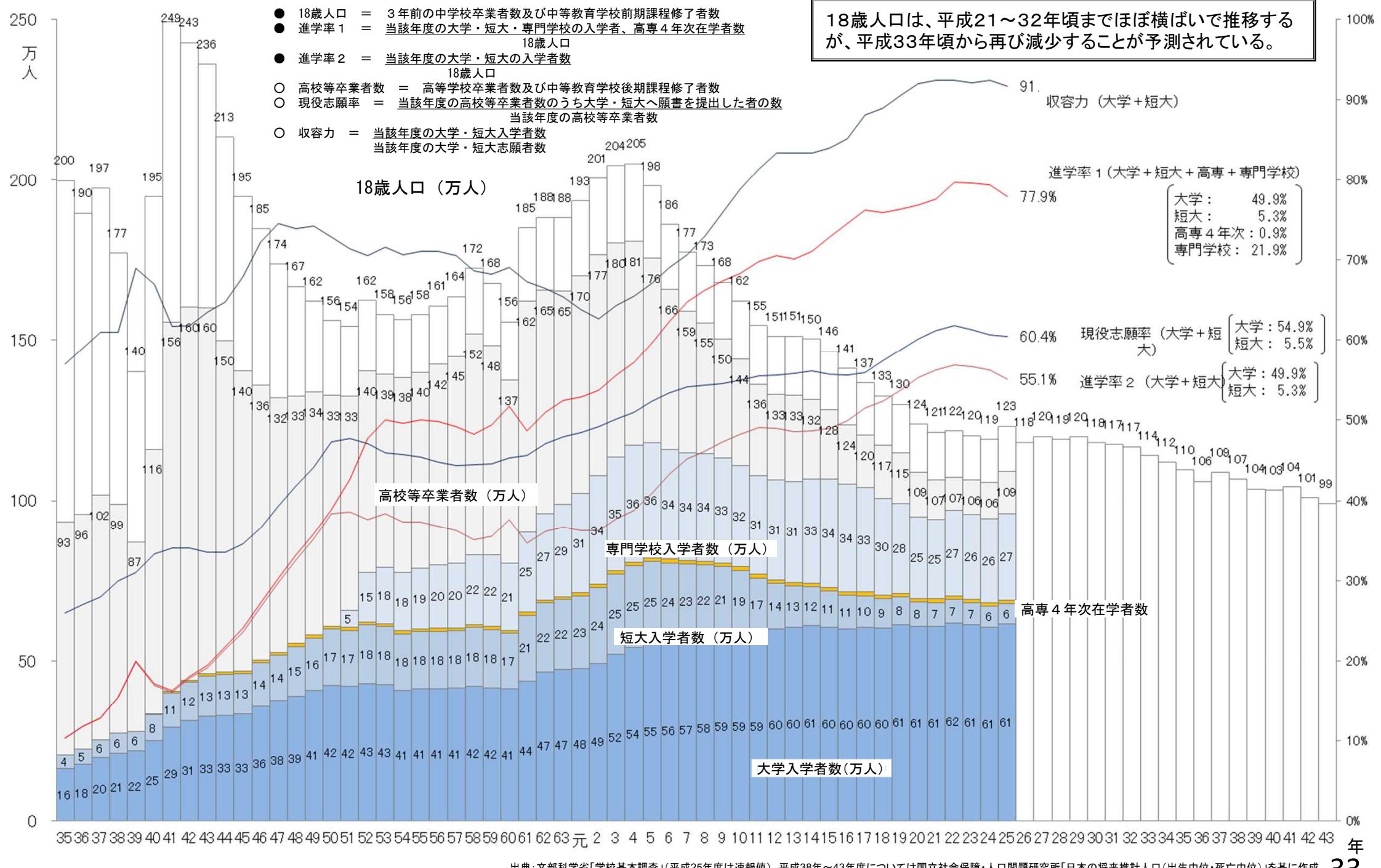
※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

## 第2期

中期目標	
別表 1 (学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
別表 2 (共同利用・共同研究拠点)	
○○研究所 ○○研究センター	

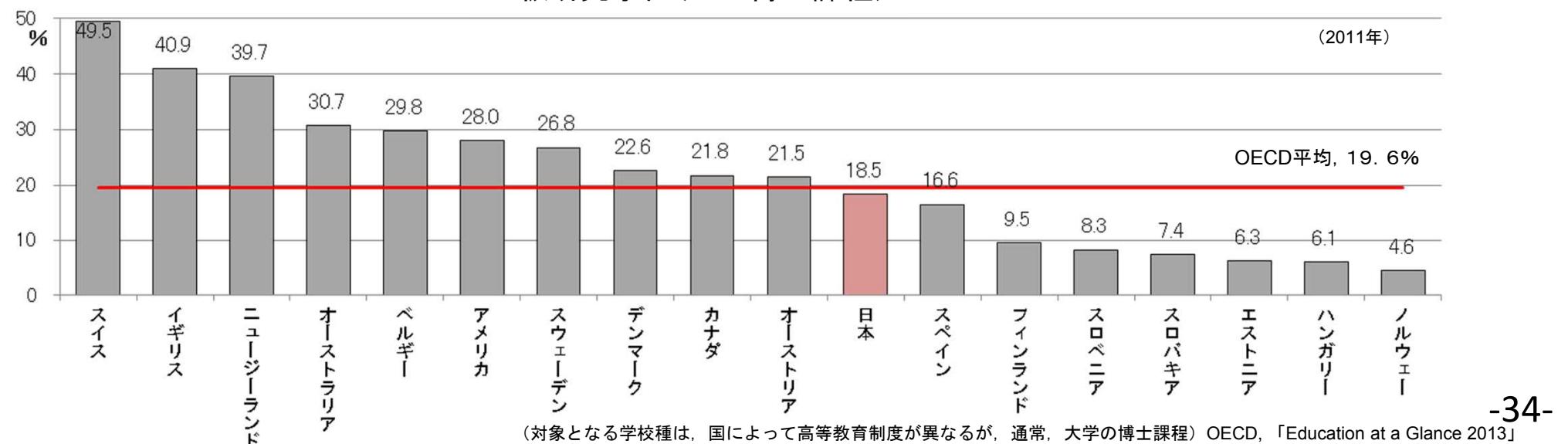
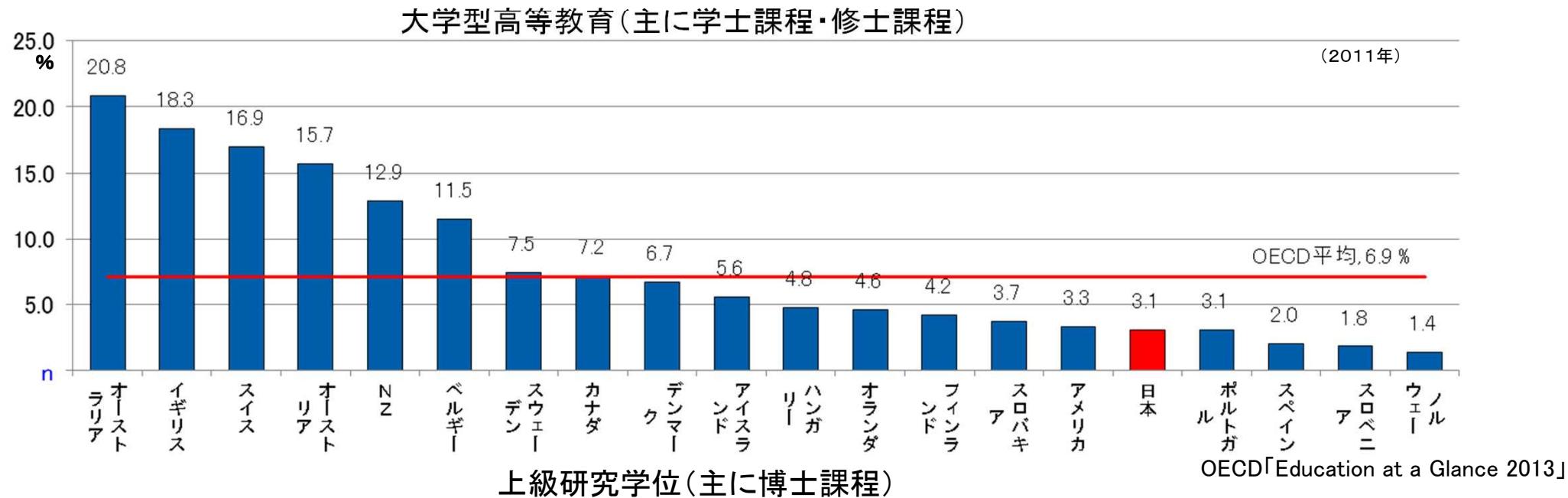
# 国立大学法人等を取り巻く状況

# 18歳人口及び高等教育機関への進学率等の推移



# 各国の学生に占める留学生の状況

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は6.9%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%，アメリカの28.0%等に比較して少ない。



# 国立大学の地域への貢献

国立大学は、地方における产学連携の中核を担うとともに、その教育研究活動により、地域全体に大きな経済効果をもたらしている。

## 国立大学の経済効果

大学名	県内生産誘発額		付加価値誘発額	雇用効果	税収効果	
	直接効果	総合効果	(県内総生産に占める率)	(県全従業者に占める率)	県税	市町村税
富山大学	332億円	483億円	291億円	6,607人	4億円	2億円
		(1.46倍)	0.6%	1.1%	0.4%	0.4%
徳島大学	367億円	548億円	300億円	7,849人	5億円	4億円
		(1.49倍)	1.1%	2.2%	0.9%	0.8%
長崎大学	448億円	712億円	425億円	10,686人	4億円	2億円
		(1.59倍)	1.0%	1.7%	0.5%	0.6%
弘前大学	279億円	407億円	255億円	6,783人	4億円	3億円
		(1.46倍)	0.6%	0.9%	0.4%	0.3%
群馬大学	393億円	597億円	338億円	9,114人	5億円	4億円
		(1.52倍)	0.4%	0.9%	0.2%	0.2%
三重大学	305億円	428億円	227億円	6,895人	4億円	3億円
		(1.40倍)	0.3%	0.8%	0.2%	0.1%
山口大学	433億円	667億円	385億円	9,007人	6億円	5億円
		(1.54倍)	0.7%	1.2%	0.4%	0.3%
山梨大学	291億円	415億円	248億円	6,339人	4億円	4億円
		(1.43倍)	0.7%	1.4%	0.4%	0.3%
鹿児島大学	464億円	867億円	515億円	7,975人	—	—
		(1.87倍)	1.0%	1.1%		

出典：株式会社日本経済研究所「大学の教育研究が地域に与える経済効果等に関する調査研究」(文部科学省平成22年度 先導的大学改革推進委託事業、平成23年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学：富山大学、徳島大学、長崎大学)。株式会社日本経済研究所「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析」(平成19年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学：弘前大学、群馬大学、三重大学、山口大学)。各国立大学法人の調査結果より国立大学協会事務局作成(調査対象大学：山梨大学、鹿児島大学)

# 研究大学における任期付教員の雇用状況

- 研究大学(RU11)においては、任期なし教員ポストのシニア化、若手教員の任期なしポストの減少・任期付ポストの増加が顕著。
- 任期付教員の雇用財源は、基盤的経費・競争的資金等の外部資金ともに増加。

平成19年度

(N=26559)



任期付

(N=7239)

75歳以上  
70歳以上...  
65歳以上...  
60歳以上...  
55歳以上...  
50歳以上...  
45歳以上...  
40歳以上...  
35歳以上...  
30歳以上...  
25歳以上...  
25歳未満

任期なし  
(テニュアトラック教員を含む)

(N=19320)

平成25年度

(N=29417)



任期付

(N=11551)

75歳以上  
70歳以上...  
65歳以上...  
60歳以上...  
55歳以上...  
50歳以上...  
45歳以上...  
40歳以上...  
35歳以上...  
30歳以上...  
25歳以上...  
25歳未満

任期なし  
(テニュアトラック教員を含む)

(N=17866)

出典：文部科学省調べ

(集計は科学技術・学術政策研究所で実施)